

杉並区職員措置請求監査結果

(平成24年度政務調査費に関する住民監査請求(その5))

平成26年6月

杉並区監査委員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の主たる内容	1
4 請求の受理	3
第2 監査の実施	
1 証拠の提出及び陳述	5
2 監査対象項目	5
3 対象部局とその抗弁要旨	5
3-1 総務部総務課	6
3-2 区議会事務局	7
4 区議会議長の調査回答の要旨	8
5 区議会議長の再調査回答の要旨	10
第3 監査の結果と判断	
1 監査結果	13
2 判断	
2-1 監査の基本的な考え方	13
2-2 請求項目についての検証と判断	13
3 意見・要望	16
<別 紙>	
1 措置請求書等	
1-1 措置請求書	17
1-2 措置請求補充意見書	43
1-3 意見陳述参考資料	47
2 総務部総務課抗弁書	49
3 区議会事務局抗弁書	54
4 区議会議長の調査回答	
4-1 平成26年5月22日付け調査回答	57
4-2 平成26年5月29日付け調査回答	62
5 区議会議長の再調査回答	63
<資 料>	
1 政務調査費条例	69
2 政務調査費施行規則	72
3 政務調査費取扱規程	74
4 事務処理の手引	78

【注】

- 1 政務調査費条例、政務調査費施行規則及び政務調査費取扱規程は、平成 24 年 4 月 1 日現在のものである。
- 2 本監査結果では、必要に応じてマスキングを行うとともに、第三者の個人情報を仮名（A等）で表示している。
- 3 請求人の氏名は仮名（甲、乙）で表示し、その住所・職業の記載は省略している。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

甲
乙

2 請求書の提出

平成 26 年 4 月 30 日

3 請求の主たる内容

下記 1 の (1) ~ (5) の合計 195,317 円と 2 の 947,500 円を合計した 1,142,817 円は不当利得であり、田中議員はその不当利得を得ている。

田中議員に平成 24 年度政務調査費不当計上額 195,317 円の計上取消しと、不当利得合計 1,142,817 円の金員の返還を求めるよう杉並区長に求める。

請求人が提出した「杉並区議会田中ゆうたろう議員に対する平成 24 年度政務調査費に関する措置請求書」における主張事実及び平成 26 年 5 月 23 日に行った請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

(主張事実等の要旨)

1 平成 24 年度政務調査費について

田中議員の平成 24 年度政務調査費収支報告書を点検、検討したところ、条例等の規定に反する次のような違法・不当な支出計上があることが判明した。

(1) 駐車場使用料

① 駐車時間帯・場所及び行き先において不適切な事例

- 4 月 24 日 22 : 54 ~ 25 日 0 : 49 (新宿区歌舞伎町 1 丁目、区民意見聴取)
- 5 月 3 日 23 : 53 ~ 4 日 2 : 08 (新宿区歌舞伎町 2 丁目、区民意見聴取)
- 6 月 9 日 22 : 30 ~ 10 日 0 : 33 (沼袋駅前、区民意見聴取)
- 7 月 23 日 22 : 37 ~ 24 日 0 : 32 (沼袋駅前、区民相談)
- 7 月 24 日 1 : 12 ~ 1 : 37 (王子駅前、区民相談)
- 12 月 18 日 21 : 16 ~ 19 日 6 : 57 (池袋駅構内、区民相談)
- 1 月 20 日 17 : 35 ~ 21 日 0 : 07 (中野区中野 4 丁目、区民相談)
- 2 月 12 日 19 : 06 ~ 13 日 3 : 56 (品川プリンスホテル、区民相談)
- 2 月 19 日 21 : 02 ~ 20 日 0 : 01 (阿佐谷南 1 丁目、区民相談)

新宿区歌舞伎町の区民勤務先における夜の 11 時前後の区民相談、品川プリンスホテルにおける夜の 10 時から翌朝の 4 時近くまでの区民相

談など、あまりにも非常識・不見識な計上内容である。

② 場所自体は不適切でないが、時間を考えると別の私的目的以外にはあり得ない事例

- ・ 6月27日 12:18～12:35 (浅草公会堂、施設視察)
- ・ 6月27日 15:46～16:31 (座・高円寺、施設視察)
- ・ 6月27日 22:29～23:13 (新宿区歌舞伎町1丁目、区民相談)
- ・ 11月29日 16:42～18:06 (中野区中央1丁目、区民相談)
- ・ 11月29日 18:56～20:35 (大宮八幡宮、区文化財視察)
- ・ 11月30日 10:15～14:07 (成田東1丁目、区民相談)
- ・ 11月30日 19:02～20:56 (江戸東京博物館、施設視察)
- ・ 12月13日 19:07～20:27 (東長崎駅前、区民相談)
- ・ 12月13日 21:02～22:25 (学習院大学、政策作成のための調査研究)

③ その他その理由で計上すること自体に見識を疑う事例

- ・ 9月12日 17:43～18:24 (夢の島公園、公園視察)
- ・ 12月27日 19:57～21:19 (上野公園、台東区文化財行政調査研究)

以上の20件を含む87件のほとんど全てが非常識・不見識な内容であり、適正な支出であるとは認められず、80,150円を区へ返還するよう求める。

(2) 高速道路等通行料

- ・ 6月26日 新宿→芝公園 (芝公園、港区立施設公園視察)
- ・ 8月29日 湯河原→真鶴 (熱海市役所、区民意見聴取)
- ・ 8月29日 東京→沼津 (伊豆市役所、伊豆市文化財行政視察)
- ・ 9月12日 新宿→芝公園 (港区役所、区役所視察)
- ・ 10月28日 練馬→川越、川越→練馬 (川越市長喜院、川越市文化財行政視察)
- ・ 11月6日 新宿→芝公園 (芝公園、区民意見聴取)

例えば、10月28日については、川越市長喜院に出張し、文化財行政視察をする必要が生じた経緯等はどうかがえず、日曜日のことでもあり、小江戸川越観光に出掛けたものと判断する以外にはなく、以上の7件全てが非常識・不見識な内容であり、適正な支出であるとは認められず、7,500円を区へ返還するよう求める。

(3) タクシー料

「4月28日 新宿御苑→和田1丁目(区民宅) 区民意見聴取」など、58件全てが、出先から田中議員の自宅のある和田地域の区民宅へのタクシー料であることから、帰途にタクシーに乗車して帰宅したと考えるのが自然であり、田中議員の私的用件によるタクシー利用であると判断せざるを得ない。

このような内容の私的支出を政務調査費に計上するのは、非常に不当であり、適正な支出であるとは認められず、92,450円を区へ返還するよう求める。

(4) ガソリン給油料

9月14日の千葉県習志野市でのガソリン給油料は、他の関連事項の経費支出との関連もなく、単独で支出計上が行われており、その妥当性・正当性を疑問とせざるを得ない。

したがって、適正な支出であるとは認められず、5,217円を区へ返還するよう求める。

(5) 人件費

事務補助職員Aの人件費は、①前年度と同様、領収書がパソコン書き、三文判捺印であり、②勤務報告書の曜日が実際の曜日と一致しないなど、前年度の領収書、勤務報告書の作文による架空計上と同じであり、その延長上にあると判断される。

したがって、適正な支出であるとは認められず、10,000円を区へ返還するよう求める。

2 明治大学専門職大学院の平成23年度納付の入学金及び学費・諸費について

田中議員の平成24年度政務調査費収支報告においては、明治大学公共政策（専門職）大学院の学費・諸費が全く計上されていない。

同大学院においては、休学は2年以内に限って認められるが、休学在籍料を納付する必要があるが、さすがに休学在籍料を政務調査費に計上するのはまずいと考えて自己負担にしたのか、あるいは、休学在籍料を納付せず自動的に中途退学したのか、そのいずれであるにしても、田中議員は少なくとも平成24年4月から同大学院に通学していないと判断される。

所定の全課程を修了するまで継続して通学、受講し通す確固たる意思もなく入学し、その学費・諸費を公費である政務調査費から支出することは許されてはならないことである。

通学をしていないとすれば、平成23年度に支出計上された入学金及び学費・諸費は全く無駄であったことになり、また、平成24年度政務調査費に支出計上しなかったのであれば、平成23年度の計上処理は不当ないし間違いであったということであり、遡及して自ら取り消す訂正処理を行うべきである。

したがって、入学金及び学費・諸費合計947,500円を区へ返還するよう求める。

※ 措置請求書全文は、17～42ページ（別紙1-1）に掲載

4 請求の受理

本件請求は、請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成26年5月13日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、地方自治法第199条の2の規定に基づき、小泉靖男委員、小

川宗次郎委員の2名は除斥とした。(小川宗次郎委員は同年6月13日に退任)
また、同年6月14日に監査委員に就任した河津利恵子委員は、同月16日の
監査委員会議にて除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、平成26年5月15日に、措置請求補充意見書（別紙1－2）を提出し、明治大学専門職大学院の平成23年度納付の入学金及び学費・諸費についての説明を補足した。

また、請求人は、同年5月23日に、請求の趣旨を補足する陳述を行うとともに、意見陳述参考資料（別紙1－3）を提出した。

2 監査対象項目

本件監査に当たっては、請求人が「返還を求める」と主張する事項について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

なお、住民監査請求においては、監査請求対象を特定し、それが違法又は不当である具体的理由あるいは事実を明確に示さなければならないこととされている。

平成26年6月3日の監査委員会議において、要件を審査し、以下のとおり判断した。

本件請求のうち、①駐車時間帯・場所及び行き先において不適切とするもの以外の駐車場使用料、②高速道路等通行料、③ガソリン給油料については、違法又は不当である理由が具体的に述べられておらず、住民監査請求の要件を欠いているため、監査の対象外とした。

また、「明治大学専門職大学院の平成23年度納付の入学金及び学費・諸費」については、平成25年4月30日に請求人から提出された田中議員に係る平成23年度政務調査費に関する措置請求に対する監査結果において、当該支出について既に判断をし、当該監査結果を請求人に通知しているところである。

同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことについて、昭和62年2月20日最高裁判決は、次のように判示している。

「地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、同法第242条の2第1項の規定に基づき同条第2項第1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」

したがって、当該支出については、一事不再理の法理により、監査の対象外とした。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成26年5月26日に説明聴取を行った。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

3-1 総務部総務課

政務調査費とは、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その支出等については、区議会事務局次長に委任されている。また、政務調査費の執行は、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

政務調査費の使途基準は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第6条及び別表で規定され、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）で使途基準細目が規定されている。

政務調査費の使途基準については、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会及び杉並区議会政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成23年5月、平成24年4月、平成25年3月及び平成26年4月に使途基準細目の一部改正を行っている。

このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

本件については、条例第11条に基づき、区議会議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは認識していない。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の交付者としての責任を果たしていく所存である。

しかし、今回の措置請求書の記載には、提出された報告書に対し不信感を生じさせる点が指摘されていることから、この点については、議員個人の自己検査や議長の調査権の中で正否を明らかにすることを望むものである。

※ 抗弁書全文は、49～53ページ（別紙2）に掲載

3-2 区議会事務局

(1) 政務調査費全般について

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などをいう。

また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の用途については、用途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として用途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の用途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(2) 自動車の使用（駐車料金、高速道路等通行料、ガソリン代）について

駐車料金、高速道路等通行料、ガソリン代については、田中議員からも、それぞれ説明がなされており、用途基準及び同細目に反しない適正な支出と判断できる。

自動車を調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を用途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に調査研究活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費の対象とすることを用途基準細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられる。

(3) タクシー代について

タクシー代については、田中議員からもそれぞれ説明がなされており、用途基準及び同細目に反しない適正な支出と判断できる。

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることはいうまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して使用するものであると認識している。

(4) 人件費について

人件費については、田中議員からの説明にもあるとおり、提出書類の記載内容に不備があるため、返還するとのことである。

(5) 明治大学公共政策大学院の学費について

平成 18 年 11 月 8 日の東京高裁判決で、公共政策大学院の学費に関し、条例及び規則等に直接規定されていないとしても、調査研究に資するための必要な経費に該当し、公共政策大学院へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということができ、当該学費は、調査研究活動に必要な経費に該当すると判断されている。

裁判例は公共政策大学院に関するものであるが、議員にとってより高い政策立案能力や高度の知識が必要となっている現状からも、個人の能力を高めることにつながり、一般質問等の議員活動を通じて杉並区政に還元されるものとみなせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。

平成 23 年度に田中議員が計上した明治大学公共政策大学院の 23 年度後期分の学費については、既に昨年 of 監査で認められる判断を受けており、また、同議員からも半年間は通学・受講していたと説明されていることから、区議会議員としての多忙さゆえに、24 年度以降休学し、その後昨年 9 月に中途退学したという理由をもって、遡及して自ら取り消す訂正処理を行うべきとする請求人の主張には理由がないものとする。

なお、学費に関しては、平成 25 年度の政務活動費調査検討委員会で検討した結果、平成 26 年 4 月からは、公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は 2 分の 1 とし（ただし、政務活動費年間交付額の 3 分の 1 を限度とする）、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載する。また、カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料を添付することとし、規程を改正している。

※ 抗弁書全文は、54～56 ページ（別紙 3）に掲載

4 区議会議長の調査回答の要旨

条例第 11 条で、区議会議長は政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、区議会議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成 26 年 5 月 13 日付け文書により調査協力を依頼した。

その回答要旨は、以下のとおりである。

(1) 平成26年5月22日付け調査回答

① 調査結果について

田中議員の平成24年度政務調査費について、請求人が指摘している政務調査費の支出の違法・不当の有無の確認を行ったが、調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、おおむね平成24年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。なお、一部の支出については、田中議員からの申出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

② 請求人の主張に対する見解等

(省略 区議会事務局の抗弁書と同内容)

③ 田中議員の説明要旨

ア 駐車料金について

区民意見聴取・区民相談・施設（公園等を含む）視察・文化財視察・政策作成のための調査研究・他自治体行政調査研究等の調査研究は、相手先や関係者の都合に合わせて、種々の時間と場所で行われる。

措置請求書に例として挙げられているものについては、次のとおりである。

- 4月24日22:54～25日0:49（新宿区歌舞伎町1丁目）

新宿区歌舞伎町1丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての意見を聴取したものである。内容は区政に関わるものである。

- 5月3日22:53～4日2:08（新宿区歌舞伎町2丁目）

新宿区歌舞伎町2丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての意見を聴取したものである。内容は区政に関わるものである。

- 6月9日22:30～10日0:33（沼袋駅前）

区民の都合で沼袋駅前・夜間となったものである。

(以下省略)

イ 高速道路等通行料について

当区政策研究のために必要な他自治体への視察は、当区からの距離如何にかかわらず行われる。区民意見聴取も同様である。

措置請求書に例として挙げられているものについては、次のとおりである。

- 6月26日 新宿→芝公園

杉並区立公園との比較のため、芝公園を現地調査したものである。

- 8月29日 湯河原→真鶴

熱海市役所内で、同市に係る民事訴訟に関する区民会合が行われたもので、熱海市在勤の杉並区民からの意見を聴取したものである。

- 8月29日 東京→沼津

伊豆市役所で同市職員に同市文化行政について教示を請うたものである。

(以下省略)

ウ タクシー利用料について

措置請求の内容は全て根拠なき想像であり、全く当たらず、事実は収支報告書に記載のとおりである。

和田は近所付き合いある区民が多く、必然的に和田在住区民宅を到着先として、その意見を聴取してから自宅に徒歩で戻る例が多くなったものである。聴取内容は和田の防災や河川、道路、緑地、保育・高齢者施設等、全て区政に関わるものである。

エ ガソリン代について

措置請求の内容は全て根拠なき想像であり、事実は収支報告書に記載のとおりである。習志野市在学の区民の意見を聴取するため、在学先に車で出向いたものである。

オ 人件費について

措置請求の内容は不当であるが、当方の提出書類の記載内容に不備があり、返還する。

カ 明治大学公共政策大学院学費について

大学院は諸事情により2012年4月1日休学の上、2013年9月19日中途退学したが、受講やゼミ参加のため休学前は20日以上、休学後も随時通学し、自身の政策研究に資していた。

※ 回答書全文は、57～61ページ（別紙4-1）に掲載

（2）平成26年5月29日付け調査回答

本件監査請求が提出された後に田中議員が行った誤記控除について、追加回答がされている。

これにより、監査請求後になされた自主的な返還額は、次のとおりである。

自主返還額	内 訳
10,000 円	人件費

※ 回答書全文は、62ページ（別紙4-2）に掲載

5 区議会議長の再調査回答の要旨

平成26年5月22日付けの回答書では、説明が不十分であったことから、監査対象とした駐車場使用料とタクシー料について、区議会議長に再調査を依頼した。

再調査においては、①駐車場使用料については、区民勤務先、区民会合先等における深夜に及ぶ長時間の区民意見聴取、区民相談等の状況とその必要性・

妥当性、②タクシー料については、区民意見聴取という目的で、出先から自宅のある和田地域へタクシーで移動することの必要性・妥当性について、それぞれ具体的な説明を求めた。

同年6月10日付けの回答要旨は、以下のとおりである。

(1) 再調査結果について

① 駐車場使用料について

田中議員の説明によれば、他区に在勤・在学等の区民の希望に応じ、区民の都合に合わせた場所や時間帯で行い、かつ相談内容も多岐、膨大、詳細にわたったことにより長時間に及んだという説明がなされており、駐車料金の支出については不適切とする理由はないと考える。

② タクシー料について

田中議員の説明によれば、和田地域に移動する直前まで別の仕事に追われており、移動時間が限られていたことや意見聴取に必要な資料を大量に区民宅に持ち運ばなければならなかったことから、タクシーで移動せざるを得なかったという説明がなされており、タクシー料金の支出については不適切とする理由はないと考える。

(2) 田中議員の再調査に対する説明要旨

① 駐車場使用料について

- 4月24日22:54～25日0:49（新宿区歌舞伎町1丁目）

区民は当該飲食店経営者でもあり、深夜勤務時間内での時間の融通は大きく状況にあった。かつ、この日の深夜勤務時間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

- 5月3日22:53～4日2:08（新宿区歌舞伎町2丁目）

区民は当該飲食店経営者でもあり、深夜勤務時間内での時間の融通は大きく状況にあった。かつ、この日の深夜勤務時間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

- 6月9日22:30～10日0:33（沼袋駅前）

この日の夜間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

- 7月23日22:37～24日0:32（沼袋駅前）

この日の夜間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

- ・ 7月24日 1：12～1：37（王子駅前）
 この日の深夜以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。
- ・ 12月18日21：16～19日 6：57（池袋駅構内）
 この日の夜間から早朝にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。
- ・ 1月20日17：35～21日 0：07（中野区中野 4丁目）
 この日の夕方から深夜にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。
- ・ 2月12日19：06～13日 3：56（品川プリンスホテル）
 この日の夜間から早朝にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。
- ・ 2月19日21：02～20日 0：01（阿佐谷南 1丁目）
 この日の夜間から深夜にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

（以下省略）

② タクシー料について

- ・ 4月28日
 和田 1 丁目在住区民 和田地域防災無線・みどりに関する意見聴取
- ・ 5月 2日
 和田 1 丁目在住区民 区道・都道に関する意見聴取
- ・ 5月 3日
 和田 1 丁目在住区民 ゴミ対策・蜂対策に関する意見聴取

（以下省略）

上記は全て、和田地域に移動する直前まで別の仕事に追われており、移動時間が限られていたことと、意見聴取に必要な資料を大量に区民宅に持ち運ばなければならなかったことから、タクシーで移動せざるを得なかったものである。

※ 回答書全文は、63～68ページ（別紙 5）に掲載

第3 監査の結果と判断

1 監査結果

本件請求については、平成26年6月26日に監査委員2名の合議により次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

2 判断

2-1 監査の基本的な考え方

本件監査においては、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、議員の自律性を尊重することを基本とし、条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた使途基準細目等に照らし、また、透明性の確保の観点にも留意して、監査対象とした駐車場使用料及びタクシー料の支出が請求人の主張するように違法・不当なものであったかどうかについて検証し、判断するものとする。

2-2 請求項目についての検証と判断

(1) 駐車場使用料についての請求人の主張と田中議員の説明

まず、請求人は、駐車場使用料について、領収書等を参照して作成した「駐車場使用明細」に基づき、次のように主張している。

平成24年4月24日22時54分～25日0時49分(新宿区歌舞伎町1丁目、区民意見聴取)、同年12月18日21時16分～19日6時57分(池袋駅構内、区民相談)、平成25年2月12日19時06分～13日3時56分(品川プリンスホテル、区民相談)など、9件の駐車場使用料は、駐車時間帯・場所及び行き先において不適切である。

以上の駐車場使用料は、非常識、不見識な計上内容であり、適正な支出であるとは認められず、区への返還を求める。

そして、請求人の主張に対する平成26年5月22日付けの区議会議長の調査回答における田中議員の説明は、次のとおりである。

区民意見聴取、区民相談等は、相手先や関係者の都合に合わせて、種々の時間と場所で行われる。

具体的には、①4月24日～25日(新宿区歌舞伎町1丁目)については「飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して意見を聴取した。内容は区政に関わるものである」、②12月18日～19日(池袋駅構内)については「区民の都合で池袋駅構内、夜間から早朝となった」、③2月12日～13日(品川プリンスホテル)については「区民の都合で品川プリンスホテル付近での面談となり、時間帯についても夜間から早朝となっ

た。区民としての相談に応じた。内容は区政に関わるものである」などである。

以上の説明内容では、池袋駅構内における夜間から早朝にかけての約 10 時間の区民相談、品川プリンスホテル付近における夜間から早朝にかけての約 9 時間の区民相談など、深夜に及ぶ長時間の区民意見聴取、区民相談等の必要性や政務調査費支出としての妥当性が十分明らかにされなかったことから、区議会議長に再調査を依頼した。

平成 26 年 6 月 10 日付けの区議会議長の再調査回答における田中議員の説明は、新宿区歌舞伎町の駐車場使用料については「区民は飲食店経営者でもあり、深夜勤務時間内での時間の融通はきく状況にあった」という説明があるものの、その他はいずれにも、「記載の時間帯以外の時間帯は区民の都合により会えず、区民の希望に応じその時間帯での意見聴取となった」、「陳情内容は、多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要した」との説明が追加されたにすぎないものであった。

(2) タクシー料についての請求人の主張と田中議員の説明

次に、請求人は、タクシー料について、「政務調査交通費記録簿」に基づき、次のように主張している。

58 件全てが、出先から田中議員の自宅のある和田地域の区民宅へのタクシー料であることから、帰途にタクシーに乗車して帰宅したと考えるのが自然であり、田中議員の私的用件によるタクシー利用であると判断せざるを得ない。

このような内容の私的支出を政務調査費に計上するのは、非常に不当であり、適正な支出であるとは認められず、区への返還を求める。

そして、請求人の主張に対する平成 26 年 5 月 22 日付けの区議会議長の調査回答における田中議員の説明は、次のとおりである。

和田は近所付き合いのある区民が多く、必然的に和田在住区民宅を到着先として、その意見を聴取してから自宅に徒歩で戻る例が多くなったものである。聴取内容は和田の防災や河川、道路、緑地、保育・高齢者施設等、全て区政に関わるものである。

以上の説明内容では、区民意見聴取という目的で、出先から自宅のある和田地域へタクシーで移動することの必要性や政務調査費支出としての妥当性が十分明らかにされなかったことから、区議会議長に再調査を依頼した。

平成 26 年 6 月 10 日付けの区議会議長の再調査回答における田中議員の説

明は、58 件全ての意見聴取の内容の説明があるものの、その他はいずれにも、①和田地域に移動する直前まで別の仕事に追われており、移動時間が限られていた、②意見聴取に必要な資料を大量に区民宅に持ち運ばなければならなかったことから、タクシーで移動せざるを得なかったという説明が追加されたにすぎないものであった。

(3) 判 断

駐車場使用料については、区民意見聴取、区民相談等としては時間帯や時間数からみて不自然な面があり、それらの政務調査活動が行われていないのではないかという疑念を抱かせるものとなっている。

また、タクシー料についても、58 件全ての経路が出先から田中議員の自宅のある和田地域の区民宅とされ、区民意見聴取のためと説明されているが、帰途にタクシーを使用したにすぎないのではないかという疑念を抱かせるものとなっている。

総務部総務課は、抗弁書の中で、「提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった」としながらも、「今回の措置請求書の記載には、提出された報告書に対し不信感を生じさせる点が指摘されていることから、この点については、議員個人の自己検査や議長の調査権の中で正否を明らかにすることを望む」と述べている。

もとより、議員の政務調査活動の自由は尊重され、政務調査費の使途には相応の裁量が認められるものではあるが、上記のような疑念が示された場合には、本来、より具体的で合理性、妥当性をうかがわせる程度の説明が求められるものとする。しかし、上記の田中議員の説明では、いずれも、疑念を払拭するに足るものとはなっていないといわざるを得ない。

他方、請求人の主張をみると、その主張を裏付ける具体的な事実の提示や証拠の提出があるわけではない。

そして、当該政務調査費支出の手続をみると、駐車場使用料については、領収書が提出され、領収書等貼付用紙の備考欄に出張先及び出張内容が記載されている。また、タクシー料については、出張先、経路、金額、出張内容等を記載した「政務調査交通費記録簿」及び領収書が提出されている。

したがって、これらの支出は、外形的には、使途基準細目等に基づき、適正に処理されていると認められる。

以上から、請求人の主張は採用できず、いずれの支出も違法・不当とまで断言することはできないので、監査結果のとおり判断する。

3 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

議員の調査研究活動に資するための政務調査費の支出には、議員の裁量が認められているが、それには議員自身により用途の適正が自律的に確保されることが必要不可欠である。そして、本件請求のように政務調査費の用途について具体的な疑念が指摘された場合には、政務調査活動の自由との兼ね合いはあるが、およそ合理的で納得性のある説明ができなければならない。

当該議員には、政務調査費（平成 25 年度からは政務活動費）の支出に伴う自律と責任についての自覚を求めるものである。

なお、本件請求のうち明治大学公共政策大学院の入学金・学費等に関する請求については、一時不再理の法理から監査対象外としたが、政務調査費制度の運用にとって看過できない問題があるので以下付言する。

この件について、議員から中途退学した旨の説明がなされたが、そこに特段の事情は認められない。これでは、高額な入学金・学費を政務調査費から安易に支出したものとして議員の道義的責任が問われるだけでなく、政務調査費制度への信頼を損ないかねない。

区議会では、平成 26 年度からの用途基準細目に、公共政策大学院等に係る授業料について、支出割合の上限など留意事項を定めたところであるが、本件のように履修されなかった場合の取扱いについても検討が求められる。

別紙

(注)

監査対象とした請求事項は、欄外に項目名と番号を付してその当該個所を明示した。

別紙 1 - 1

杉並区職員措置請求書

平成26年4月30日

杉並区監査委員(宛)

杉並区議会田中ゆうたろう議員に対する平成24年度政務調査費に関する措置請求書

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨および内容
別紙の通り

2. 請求人
甲

乙

措置請求の趣旨および内容

田中ゆうたろう区議会議員の平成24年度(2012年度)政務調査費収支報告書(平成25年4月19日受理、8月29日および11月19日訂正)を点検・検討したところ、政務調査費に関する条例等の規定に反する次のような違法・不当な支出計上があることが判明した。

1. 総括的な収支状況について

(1) 平成25年4月19日提出時点の24年度政務調査費収支報告状況

収入(政調費受給)	1,920,000円
支出	1,946,024円
残額	△ 26,024円

(2) 25年8月29日付にて24年度収支報告を訂正、その内容および訂正後の収支状況
同議員の23年度政務調査費収支報告に対する監査委員監査の結果(25年6月26日付)により、不適切・不当であると認定された支出項目について、同議員は24年度収支報告での同内容の支出計上を8月29日受理の収支報告書にて訂正(取消し)報告した。

イ. 訂正(取消し控除)内容は次の通りである。

① 明星大学通信教育(幼児教育)学費 41,000円

② 事務所賃料(50%) 12ヶ月分	600,000円
③ 事務所清掃費(50% 外部委託9回) 34,884円(中野区シルバー人材センター)	
(計)	675,884円

ロ. その結果、24年度政務調査費収支報告状況は次の通りとなった。

収入(政調費受給)	1,920,000円
支出	1,270,140円
残額	649,860円 (区に返還)

(3) 更に、11月29日付にて同収支報告を追加訂正、その内容および訂正後の収支状況は、

イ. 訂正(取消し・減額)内容は次の通りである。

① 田中議員自宅表札制作費(50%) 控除	6,300円
② 事務費(事務用品) 誤記控除	4,744円
③ 交通費(タクシー代) 誤記減額訂正	3,680円
(計)	14,724円

その外、

④ 計上科目その他の訂正(支出計上額に変更なし)が4件である。

ロ. 上記の結果、24年度政務調査費収支報告状況は、最終的に次の通りとなっている。

収入(政調費受給)	1,920,000円
支出	1,255,416円
残額	664,584円((2)ロとの差額14,724円を追加返還)

2. 支出計上内容について

(1) そこで、上記の24年度政務調査費の最終的収支報告について、個別具体的内容を点検したところ、その経費の用途目的および経費計上の手法が著しく不当・違法であると判断される次のような支出計上があることが判明した。

① 調査研究費 交通費 駐車場使用料	87件	合計	80,150円
② 同 上 高速道路等通行料	7件	合計	7,500円
③ 同 上 タクシー料	58件	合計	92,450円
④ 調査研究費 交通費 ガソリン給油料	1件	合計	5,217円
以上①～④ 交通費計			185,317円
⑤ 人件費 事務補助職員賃金 10月 1名		合計	10,000円
以上①～⑤ 合計			195,317円

上記(1)の①～⑤の支出計上の不当・違法であると判断される具体的内容およびその理由については、下記の事実証明書の中にて述べる通りである。

(2) ところで、田中議員の23年度政調費収支報告において支出が計上され、且つ監査の結果、不当には当らずと認定された明治大学専門職大学院の学費は、24年度の収支報告に計上されるべき筈が計上されていない。24年度の学費・諸費を全く納付していないということは、所定の就学期間が最低2年間であり、また政務調査費から学費を支出する以上は、所定の全課程を修了するまで継続して通学・受講すべきであるにも拘らず、中途退学したことを意味する。実際に、通学のための交通費の計上もない。

これは重大な問題である。23年度の支出計上された入学金および学費等合計947,500円は全く無駄であったことになる。田中議員の釈明を求めると共に、その額の金員(原資は税金である)の返還を求めるものである。

3. 措置の請求

以上の通り、上記2. (1) ①～⑤項 合計金額195,317円および2. (2)項の金額947,500円を合わせた合計1,142,817円は不当利得であり、田中議員はその不当利得を得ている。

田中議員に24年度政調費不当計上額195,317円の取消しと、不当利得合計1,142,817円の金員の返還を求めるよう杉並区長に求める。

事実証明書

I. 24年度政務調査費収支報告について

1. 調査研究費 交通費 駐車場使用料

駐車場使用料87件の全内容は、別紙1「駐車場使用明細」の通りである。

駐車場使用料は、23年度には全くった事項であるが、24年度ではそのような多件数の計上が行われている。

その計上内容を点検したところ、87件の殆ど全てにおいて非常識・不見識な内容である。

例えば、

調査研究費—1▽

(1) 駐車時間帯・場所および行き先において不適切な事例

計上日	行先・駐車場所	時間	目的・用件等
4/25水	新宿歌舞伎町1丁目	4/25 22:54 ～4/26 0:49	区民勤務先 区民意見聴取
5/4 金	新宿歌舞伎町2丁目	5/3 23:53 ～5/4 2:08	区民勤務先 区民相談
6/10日	沼袋駅前	6/9 22:30 ～6/10 0:33	区民会合先(沼袋駅前) 区民意見聴取
7/24火	沼袋駅前	7/23 22:37 ～7/24 0:32	区民会合先(沼袋駅前) 区民相談
〃	王子駅前	aml:12～1:37	区民会合先(王子駅前) 区民相談
12/19水	池袋駅構内	12/18 21:16 ～12/19 6:57	区民会合先 区民相談
1/21月	中野区中央4丁目	1/20 17:35 ～1/21 0:07	区民会合先 区民相談
2/13水	品川プリンスホテル	2/12 19:06 ～2/13 3:56	区民会合先 区民相談 (品川プリンスホテル)
2/19火	阿佐ヶ谷南1丁目	2/19 21:02 ～2/20 0:01	区民宅 区民相談

新宿歌舞伎町にどのような区民のどのような勤務先があり、夜の11時前後に何の区民相談をするのか! 品川プリンスホテルの一室で夜の10時から翌朝の4時近くまで、どのような区民とどのような区民相談をするのか! あまりにも非常識、

△ | 不見識な計上内容である。田中議員が個人・私人として私的時間に行うのなら、その程度のことは自由であるが、しかし、それは自費でやっていただきたい。

(2) 場所自体は不適切でないが、時間を考えると別の私的目的以外にはあり得ない事例

6/27水	浅草公会堂	12:18~12:35	同施設視察	
"	座・高円寺	15:46~16:31	"	
"	新宿歌舞伎町1丁目	22:29~23:13	区民勤務先	区民相談
11/29木	中野区中央1丁目	16:42~18:06	区民会合先	区民相談
"	大宮八幡宮	18:56~20:35	大宮八幡宮	文化財視察
11/30金	成田東1丁目	10:15~14:07	区民会合先	区民相談
"	江戸東京博物館	19:02~20:56	同施設視察	
12/13木	東長崎駅前	19:07~20:27	区民会合先(駅前)	
				区民相談
"	学習院大学	21:02~22:25	政策作成の為の調査研究	

(3) その他 その理由で計上すること自体に見識を疑う事例

9/12水	夢の島公園	17:43~18:24	同 公園視察
12/27木	上野公園	19:57~21:59	台東区文化財行政調査研究

初秋の夕刻に夢の島公園を訪れて「同公園視察」などとは!また、年末の夜間に上野公園を訪れて「台東区文化財行政調査研究」などとは! もう絶句する以外にない。

(4) 以上の事例に止まらず、別紙1 「駐車場使用明細」を点検すれば判明する通り、駐車場使用料の計上の全体がそれに係わる一定の方針と手法によって行われており、駐車場使用料計上87件の全件が不当であると判断する。

以上により、調査研究費 交通費 駐車場使用料は、適正な適正な支出であると認められず、その政調費計上の取消しと、計上金額の区への返還を求める。

2. 調査研究費 交通費 高速道路等通行料

(1) 高速道路等通行料7件の内容は、下記の通りである。

この高速道路等通行料も23年度には全く支出計上がなかった事項である。

その計上内容を点検したところ、7件の全てにおいて、上記駐車場使用料と同じく、その計上が一定の方針と手法によって行われており、非常識・不見識な内容である。

(高速道路等通行利用明細)

計上日	行先・経路等	時間	張先・目的・用件	料金(円)
1 6/26火	新宿~芝公園	16:50~	芝公園 港区立施設公園視察	900円
2 8/29水	湯河原~真鶴 真鶴道路	(記載なし)	熱海市役所区民会合先 区民意見聴取	200
3 "	東京~沼津	~14:42	伊豆市修善寺 伊豆市役所 伊豆市文化行政視察	3,000
4 9/12水	新宿~芝	17:04~	港区役所視察	900
5 10/28日	練馬~川越往路	6:29~	川越市長喜院 文化財行政視察	800

6	川越～練馬復路 16:19～	同上	800
7	11/6火 新宿～芝公園 0:55～	区民勤務先(芝公園)	900
			意見聴取
			以上 7件 合計金額 7,500円

(2) 上記明細の内容が示す通り、例えば

10/28 (日)	練馬～川越往路 6:29～	川越市長喜院	文化財行政視察
川越～練馬復路 16:19～		同上	

については、杉並区政上の問題として川越市長喜院に出張し、文化財行政視察する必要が生じた経緯等は、諸状況からして窺えず、日曜日のことでもあり、小江戸川越観光に出掛けたものと判断する以外にない。

その他についても、個別の指摘はここでは省略するが、同様である。したがって、高速道路等通行料計上7件の全件が不当であると判断する。

以上により、調査研究費 交通費 高速道路等通行料は、適正な支出であるとは認められず、その政調費計上の取消しと、計上金額の区への返還を求める。

調査研究費—2▽

3. 調査研究費 交通費 タクシー料

(1) 交通費 タクシー料58件の内容は、添付別紙2の通りである。

このタクシー料も23年度には全く支出計上がなかった事項である。

その計上内容を点検したところ、58件の全件が都内のある地点(複数) から杉並区和田1丁目の区民宅へのタクシー乗車料金であって、例外はない。和田1丁目に居住する区民は田中議員もその一人である。

毎回、乗車場所が違ってても下車場所が同じ和田1丁目区民宅であるので、一例を示すと下記の通りである。

日	出張先	経路(出発一到着)	料金	備考
4/28 (土)	区民宅(和田)	新宿御苑— 和田1丁目	2,150円	区民意見聴取

(2) 上記の内容(=58件全件の内容) は、非常に奇妙な内容であって、和田1丁目の区民宅に出張するには田中議員の自宅からは歩いて行った方が早い。したがって、実際には何かの用件で新宿御苑に行ったが、その帰途に和田1丁目の自宅までタクシーに乗車したと考えるのが自然である。ところで、その場合に新宿御苑までの交通費の計上がないのも不思議である。

(3) 以上のことからして、要するに、毎回新宿御苑他の場所までは電車またはその他の手段で行き、その帰途にタクシーに乗車して帰宅したものと判断する以外にない。

また、目的や用件なども、添付別紙明細の内容から判断して、区政上の問題からの目的・用件とは考えられず、田中議員の私的用件によるタクシー利用であると判断せざるを得ない。そのような内容の私的支出を政調費に計上するのは非常に不当である。

△

以上により、調査研究費 交通費 タクシー料は、適正な支出であるとは認められず、その政調費計上の取消しと、計上金額の区への返還を求める。

4. 調査研究費 交通費 ガソリン給油料

交通費 ガソリン給油料支出計上は1件であり、その内容は下記の通りである。

9/14 (金) 18:48 習志野市茜浜 太陽鉱油第2湾岸習志野SS 37L 5,217円

これは、他の関連事項の経費支出との関連もなく、単独で支出計上が行われており。その妥当性・正当性を疑問とせざるを得ない。

したがって、この件も適正な支出であるとは認められず、その政調費計上の取消しと計上金額の区への返還を求める。

5. 人件費 事務補助職員賃金

(1) 24年度人件費事務補助職員賃金のうち、下記は23年度人件費の領収書・勤務表等の作文による架空計上と同じであり、その延長上にあると判断される。故に適正な支出であるとは認められず、その政調費計上の取消しと、計上金額の区への返還を求める。

10/21計上	A	10/22 (土)	賃金	5,000円	
		10/23 (日)		5,000円	計 10,000円

上記が架空計上であると判断する理由(別紙3)

① 前年度と同様 領収書がパソコン書き、三文判捺印であり、勤務表の勤務者名、押印もパソコン書き、三文判捺印である。

② 勤務表上の勤務日・時間と曜日が、実際の曜日と一致せず、どちらが正しいのかが不明である。(24年10月22日は月曜日、23日は火曜日である。)

(2) その他の人件費事務補助職員賃金については、領収書が手書き、認め印捺印であり、勤務表の記載も整っているため、友人・知人に依頼したのではないかとの疑いはあるものの解明には至らなかった。

II. 明治大学専門職大学院23年度納付の入学金および学費・諸費

1. 24年度政調費収支報告においては、明治大学公共政策大学院(専門職)の学費・諸費24年度必要額前・後期合計1,332,500円は全く計上されていない。24年度の学費・諸費を全く納付していないということは、中途退学したことを意味する。

同大学院においては、休学は2年間以内に限って認められるが、休学在籍料 前期・後期各々80,000円+諸会費2,500円=年間162,500円を納付する必要がある。

さすがに休学在籍料を政務調査費に計上するのはまずいと考えて、納付したが政務調査費に計上せず自己負担にしたのか、或は休学在籍料を納付せず自動的に中途退学したのか、そのいずれであるにしても、田中議員は少なくとも24年4月から同大学院に通学していないと、以上の諸状況から推論して、判断される。

2. 措置請求人はもとより23年度措置請求書に詳細記述した通り、大学・大学院等の学費・諸費は、政務調査費から支出すべきものではないと指摘しているものであるが、通学をする以上は政調費を無駄にすることなく、真面目に通学して欲しいと考えるものである。仮にも、所定の全課程を修了するまで継続して通学・受講し通す確固たる意思もなく入学し、その学費・諸費を公費である政務調査費から支出するなど許されてはならないことである。cf. (註)

3. 通学をしていないとすれば、23年度の支出計上された入学金および学費等合計947,500円は全く無駄であったことになる。

また、24年度政務調査費に支出計上しなかったのであれば、23年度の計上処理は、不当ないしは間違いであったということであり、遡及して自ら取り消す訂正処理を行うべきである。

田中議員の釈明を求めると共に、その額の金員(原資は税金である)、入学金および学費等合計947,500円の区への返還を求める。

(註) 田中議員作成の平成23年度政務調査費収支報告書学費計上の理由

明治大学専門職大学院学費について

「専門職大学院ガバナンス研究科に入学し、ガバナンスを専攻することで、公共政策学に関する高度の専門知識を獲得し、もって地域住民と自治体による政策創造の実践的方法論を学ぶことは、杉並区における政策課題の現状分析と資料収集をもとに、区に対し政策の立案・提言をはかろうとする議員の政務調査の一環として、必要不可欠の重きを為すものである。故に、明治大学専門職大学院入学学費を計上する。」

(原文のまま)

(以上)

24年度 田中ゆうたろう議員 政務調査費 駐車場使用明細

計上日	行先・駐車場所	時間	目的・用件	料金(円)
1	4/10 火 中野サンプラザ	16:20~19:13	区民会合先 区民相談	600 円
2	” 九段南3丁目	22:04~23:16	” ”	100
3	4/18 水 江戸川橋駅前	19:54~20:55	区民勤務先 区民意見聴取	800
4	4/25 水 渋谷区広尾	17:55~19:28	” ”	1,600
5	” 新宿歌舞伎町 1丁目	4/25 22:54 ~ 4/26 0:49	” ”	800
6	5/ 1 火 渋谷区広尾 1丁目	15:03~15:19	区民勤務先 区民意見聴取	400
7	” 新宿区新宿 3丁目	18:02~21:23	区民勤務先 区民相談	900
8	5/ 4 金 新宿歌舞伎町 2丁目	5/3 23:53 ~5/4 2:08	区民勤務先 区民相談	1,000
9	5/12 土 中央区銀座 2丁目	12:12~22:04	区民会合先 区民意見聴取	1,000
10	5/14 月 高円寺 南 2丁目	13:15~14:39	区民宅 区民相談	900
11	5/27 日 東日暮里 5丁目	12:56~15:31	区民会合先 区民相談	1,200
12	” 新高円寺駅前	16:14~18:27	区民宅 区民意見聴取	900
13	5/28 月 本元沼 1丁目	10:40~13:07	区民会合先 区民相談	1,000
14	5/29 火 サミットストア芦花公園駅前店	17:59~18:42	区民会合先	300
15	6/ 8 金 井草 1丁目	19:14~22:40	区民宅 区民相談	700
16	6/10 日 沼袋駅前	6/9 22:30 ~6/10 0:33	区民会合先(沼袋駅前) 区民意見聴取	300
17	6/26 火 浅草寺	17:33~22:59	台東区文化財行政施設視察	1,900
18	6/27 水 座・高円寺	15:46~16:31	同 施設視察	600
19	” 浅草公会堂	12:18~12:35	”	200
20	” 新宿歌舞伎町 1丁目	22:29~23:13	区民勤務先 区民相談	500
21	6/29 金 座・高円寺	10:13~10:33	同 施設視察	300
22	7/ 8 日 靖国神社	15:17~15:27	区民会合先 区民相談	200
23	7/11 水 八幡山駅前	14:45~15:57	” ”	400
24	7/12 木 霞ヶ関ビル	19:37~20:49	” ”	900
25	7/14 土 西荻南 1丁目	12:24~13:36	区民宅 区民相談	500
26	” 高円寺南 2丁目	13:55~15:36	” ”	1,100
27	7/19 木 新宿歌舞伎町 2丁目	12:34~13:17	区民勤務先 区民相談	200
28	7/24 火 沼袋駅前	7/23 22:37 ~ 7/24 0:32	区民会合先(沼袋駅前) 区民相談	200
29	” 王子駅前	am 1:12~1:37	区民会合先(王子駅前) 区民相談	100
30	7/27 金 高円寺北 1丁目	14:25~14:58	区民宅 区民相談	600
31	8/10 金 座・高円寺	3:25~12:13	同 施設視察	2,400
32	8/12 日 ”	13:45~ 16:09	”	1,500
33	8/22 木 四ッ谷 3丁目	22:58~23:46	区民勤務先 区民相談	600

	計上日	行先・駐車場所	時間	目的・用件	料金(円)
34	8/27 月	上荻 2丁目	19:55~20:37	区民宅 区民相談	300
35	8/28 火	四ッ谷 3丁目	19:30~20:21	区民勤務先 区民相談	600
36	8/31 金	和田 1丁目	17:25~17:29	区民宅 区民相談	200
37	9/ 6 木	四ッ谷 3丁目	21:40~22:29	区民会合先 区民相談	600
38	9/ 9 日	南阿佐ヶ谷 1丁目	17:44~18:08	区民宅 区民相談	200
39	”	高円寺南 1丁目	9:15~ 9:35	” ”	400
40	9/12 水	夢の島公園	17:43~18:24	同 公園視察	300
41	9/13 木	高円寺北	9:43~12:07	区民意見聴取	1,300
42	9/15 土	祐天寺 王本木 1丁目	13:12~13:35	区民勤務先 区民意見聴取	200
43	9/19 水	四ッ谷 3丁目	21:58~22:09	区民勤務先 区民相談	800
44	10/ 1 月	高円寺ISパーク	15:06~16:50	区民意見聴取	1,200
45	”	ルミネ荻窪 (タウンセブン)	14:41~14:46	区民会合先 区民相談	1,600
46	”	荻窪駅前	9:51~11:29	” ”	1,000
47	10/13 土	今川 1丁目	13:45~14:10	区民宅 区民相談	300
48	”	”	8:59~10:13	” ”	600
49	”	荻窪 1丁目	14:29~15:09	区民宅 区民意見聴取	400
50	10/28 日	高円寺北 2丁目	18:25~16:54	区民勤務先 区民相談	1,400
51	11/ 9 金	高円寺北 2丁目	18:35~19:06	区民宅 区民意見聴取	600
52	”	新宿 2丁目	20:34~21:14	区民会合先 区民相談	400
53	”	阿佐ヶ谷北 2丁目	18:02~18:23	区民宅 区民意見聴取	200
54	11/22 木	中野 4丁目	18:56~21:03	区民会合先 意見聴取	2,800
55	11/28 水	梅里 1丁目	21:10~21:51	区民会合先 区民相談	100
56	”	日本都市センター会館	19:07~20:38	政策研究会出席	1,200
57	11/29 木	中野区中央 1丁目	16:42~18:06	区民会合先 区民相談	800
58	”	大宮八幡宮	18:56~20:35	大宮八幡宮 文化財視察	400
59	11/30 金	成田東 1丁目	10:15~14:07	区民会合先 区民相談	1,600
60	”	江戸東京博物館	19:02~20:56	同 施設視察	1,200
61	12/ 1 土	中野区中央 1丁目	18:06~18:39	区民会合先 区民相談	400
62	”	文京区千駄木 2丁目	19:09~20:33	” ”	800
63	”	成田東 1丁目	9:53~10:52	区民宅 区民相談	400
64	12/ 4 火	靖国神社	17:23~19:00	区民会合先 区民相談	2,000
65	”	高円寺駅前	19:43~20:59	高円寺駅周辺商店街視察	900
66	12/ 5 水	中野区中央 1丁目	20:10~20:44	区民勤務先 区民相談	400
67	12/10 月	佼成病院	16:36~17:47	区民会合先 区民相談	400
68	”	中野区中央 1丁目	19:37~20:00	” ”	200
69	12/13 木	東長崎駅前	19:07~20:27	” (駅前) ”	600
70	”	学習院大学	21:02~22:25	政策作成の為の調査研究	600
71	12/19 水	池袋駅構内	12/18 21:16 ~ 12/19 6:57	区民会合先 区民相談	700
72	12/21 金	中野区中央 1丁目	19:20~19:59	区民会合先 区民相談	400

	計上日	行先・駐車場所	時間	目的・用件	料金（円）
73	12/22 土	新宿区役所前	21:13~22:56	区民会合先 区民相談	800
74	12/23 日	中野区中央 1丁目	19:05~19:31	” ”	400
75	”	銀座駅前	20:16~21:05	” ”	600
76	12/27 木	上野公園	19:57~21:59	台東区文化財行政 調査研究	750
77	1/ 7 月	中野区中央 1丁目	18:55~19:41	区民会合先 区民相談	400
78	1/21 月	中野区中央 4丁目	1/20 17:35 ~ 1/21 0:07	” ”	5,800
79	1/27 日	両国駅前	14:07~16:59	区民会合先 区民相談	1,800
80	2/ 9 土	千代田区富士見 2丁目	18:52~19:01	区民会合先 意見聴取	200
81	2/13 水	品川プリンスホテル	2/12 19:06 ~ 2/13 3:56	区民会合先 区民相談 (品川プリンスホテル)	9,000
82	2/16 土	座・高円寺	13:24~17:36	同 施設視察	2,100
83	”	千代田区平河町 2丁目	11:06~12:17	区民会合先 意見聴取 (海運ビル)	900
84	2/19 火	阿佐ヶ谷南 1丁目	2/19 21:02 ~2/20 0:01	区民宅 区民相談	800
85	3/ 6 水	四ッ谷 3丁目駅前	21:38~22:21	区民会合先 区民相談	600
86	3/17 日	KDX豊洲グランスクエア	16:34~16:49	” ”	200
87	3/30 土	芝公園 港区役所	14:01~16:29	港区施設視察	2,400

別紙 2

令頭 号又 番号
 現・子・ク・割引 No.1972
 日付 '12年04月28日
 車番 111060 000
 メー号運賃 ¥2150円
合計 ¥2150円
 上記の通り領収致しました

帝都自動車交通株式会社
 墨田営業所
 TEL03-3625-1661
 無線タクシーのご利用は
 TEL03-3643-6881
 毎度御乗車ありがとうございます
 お忘れ物、お気づきの点は弊社へ
 GPSコード
413-0740-043A

別紙様式(第3表)国4

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 4月分 No. 10

職員名 田中ゆうたろう

日	出 張 先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科 目	備 考
28	区民宅(墨田)	タクシー	墨田御徒一和町1丁目	2,150	調査研究費	出張業務
				2,150		
科目別内訳						

1/15

領収書 No.4771
 2012年05月02日
 車番 481810 000
 メーター 1520円
 運賃合計 1520円
 合計 1520円
 日本自動車交通株式会社
 東京都中央区新富1丁目2番1号
 http://www.nihon-jidoushokoutou.co.jp
 TEL 03-3548-0300

領収書 現.チ.ク
 2012年05月03日-034
 メーター運賃 ¥2,330円
 現金支払 ¥2,330円
 車柄番号 000126
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 上記金額正に領収しました。
 ゴールド交通株式会社
 TEL 03-3594-6561

No.8658
 クレジットカード売上票
 お客様控
 2012年05月06日 21:28
 車番 0157
 運賃 ¥1880円
 card purchase
 合計 ¥1880円
 承認番号 0000012
 伝票番号 03602
 カード会社 JCB GROUP
 カードNoXXXXXXXXXX3502
 有効期限XX/XX 取扱区分 売上
 支払区分 イックアップ 商品区分 240
 加盟店名 ミスミタウ(オア)
 TEL番号 03-3334-6336
 請求番号 9966358032525
 美鈴タクシー(株)
 お忘れ物、お気づきの点は、
 ☎03-3334-6336
 東京タクシーセンター 監.03-3548-0300
 クレジットD

領収書 No003
 2012年05月09日09:42
 車番 120
 運賃 1070円
 合計 1070円
 お忘れ物は当社へ
 ①太陽自動車株式会社
 TEL 03(3693)1621
 ご乗車は当社又は
 (株)東京タクシーセンター (3648)0300

領収書 No014
 2012年05月14日
 車番 751
 運賃 890円
 計 890円
 練馬交通株式会社
 TEL 03 (3990) 8441

領収証
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 (現金・チケット・クーポンカード)
 無線番号 5387号
 2012年05月14日
 乗車料金 ¥1700円
 計 1700円
 各社には当社へご連絡下さい。
 日本交通グループ
 キャピタルモーターズ株式会社
 東京都杉並区井草5-10-6
 TEL 03-3396-0511
 本社の税務課担当の電話は
 (株)東京タクシーセンター
 GPセンター
 03-3648-0300
 412-1939-365A

No.8658
 領収書
 2012年05月06日
 車番 0157
 運賃 ¥1880円
 合計 ¥1880円
 クレジットカード支払
 美鈴タクシー(株)
 お忘れ物、お気づきの点は、
 ☎03-3334-6336
 東京タクシーセンター 監.03-3548-0300

2012年5月 (第18回)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 5月分 78 19

職員名 田中ゆうたろう

日	出 発 先	利用交通機関	経路 (出発駅→到着駅)	交通費(円)	科 目	備 考
2	区民宅 (和歌)	タクシー	美砂院一和由1丁目	1,620	調査研究費	区民宅見取り
3	区民宅 (和歌)	タクシー	目ツ谷駅一和由1丁目	2,330	調査研究費	区民宅見取り
6	区民宅 (和歌)	タクシー	新清駅一和由1丁目	1,680	調査研究費	区民宅見取り
9	区民宅 (和歌)	タクシー	大宮八幡宮一和由1丁目	1,070	調査研究費	区民宅見取り
14	区民宅 (和歌)	タクシー	新井原駅一和由1丁目	890	調査研究費	区民宅見取り
14	区民宅 (和歌)	タクシー	目新橋駅一和由1丁目	1,700	調査研究費	区民宅見取り
科目別内訳				9,390		

2/15

領収書

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 K16号
2012年06月06日
乗車料金 ¥2600円
小計 ¥2600円

御利用額合計 ¥2600円

(現金・外札・クレジット)
22-9887
上記の通り正に領収致しました。

KEIO 京王自動車株式会社
〒177-0031 東京都練馬区西原2-21-3
TEL 03-3406-7171
03-3406-7171
0422-44-7181

1
3940-541-043-045

領収書

現・チ・ク・割引 No.6337
日付 '12年06月13日 01:28
車番 5593 000
メーラ運賃 ¥1520円
合計 ¥1520円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます

日本交通グループ

日生交通株式会社

〒177-0031

東京都練馬区三原台2-19-2

お忘れ物は当社へ

TEL 03-3925-0237

GPSコード

413-0840-043A

領収書

2012年06月19日-D19
メーター運賃 ¥2,510円
運賃料金計 ¥2,510円

合計 ¥2,510円

《お支払いは内訳》

現金支払 ¥2,510円

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物、お返付の点は

東都中央自動車

車両番号 008024

楯 尾(営) TEL 03-3930-2933

無線記車セワ TEL 03-3690-1010

(財)東京タクシーセンター

TEL 03-3648-0300

お知らせコード 5404-2144-4131

領収書

No.1363
日付 '12年06月21日
車番 3202 000
メーラ運賃 ¥1340円
合計 ¥1340円

上記の通り領収致しました

(現金・チケット・クーポン・カード)

毎度ご乗車ありがとうございます

日本交通グループ

東洋交通株式会社

東京都北区厚間5-4-51

03(5970)9325

GPSコード

415-4938-166A

No.023

領収書

2012年06月23日

車番 1412 1,250円

合計 1,250円

お忘れ物、お返付は当社まで

国産自動車交通(株)

TEL 03 (3894) 3333

国産自動車(国産自動車)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号

6

%

職員名

田中ゆうたろう

日	出発先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
6	区民宅(和国)	タクシー	都ヶ谷駅-和国2丁目	2,800	調査研究費	区民宅乗車
13	区民宅(和国)	タクシー	都ヶ谷駅-和国2丁目	1,520	調査研究費	区民宅乗車
19	区民宅(和国)	タクシー	都ヶ谷駅-和国1丁目	2,510	調査研究費	区民宅乗車
21	区民宅(和国)	タクシー	都ヶ谷駅-和国2丁目	1,340	調査研究費	区民宅乗車
23	区民宅(和国)	タクシー	高円寺駅-和国1丁目	1,250	調査研究費	区民宅乗車
科目別内訳				9,220		

3/15

領収書
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 車両番号 7015号
 2012年07月17日
 乗車料金 **¥1,250円**
 (現金・チケット・クーポン)
 上記の通り正に領収致しました。
飛鳥交通千葉株式会社
 柏営業所
 事務 04-7143-3054
 基幹 0120-43-8186
 千葉県タクシー運転者登録センター
 043-242-4787

領収書
 2012年07月17日-011
 メーター運賃 ¥1,250円
合計 ¥1,250円
 (現金・チケット・クーポン)
 現金支払 ¥1,250円
 車番 000000
 毎度ご乗車ありがとうございます。
(株)サンキュー交通
 TEL 03-3855-9090
 (株)サンキュー交通 TEL 03-3855-9090

領収書
 現・子・ク・割引 No.9155
 日付 12年07月17日
 車番 000000 00
 基本運賃 ¥1340円
合計 ¥1340円
 上記の通り領収致しました
 運送料・他 円
 見玉タクシー
 ドア番号: 036
 お忘れ物以下所属関係へ
 東京都個人タクシー協同組合
 墨田区第一支部 TEL 3429-0328
 お問い合わせ
 (株)東京都個人タクシー協会
 七条駅前 TEL 3947-1481
 (株)東京タクシーセンター
 TEL 3848-0300

自治体様 (郵送用紙)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 30

議員名 田中ゆうたろう

日	出発先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
17	区民宅(和田)	タクシー	中野駅-和田1丁目	710	調査研究費	区民宅乗車
17	区民宅(和田)	タクシー	初台駅-和田3丁目	1,250	調査研究費	区民宅乗車
17	区民宅(和田)	タクシー	初台駅-和田3丁目	1,340	調査研究費	区民宅乗車
科目別内訳				3,300		

4/15

領収書
現・チ・ク・福社No.1396
日付2012年08月12日
車番 154100 000

基本運賃 ¥800円
合計 ¥800円
通行料, 他 円
上記金額正に領収しました。
ANZEN新宿株式会社
落合営業所
東京都新宿区中落合1-5-7
TEL03-3952-1316
お忘れ物やご要望は当社又は
(財)東京タクシーセンター
TEL03-3648-0300
<ネット予約> kmdesk.jp
<ナビコード>
A38-3184-2346

基本運賃 ¥1610円
合計 ¥1610円
通行料, 他 円
上記金額正に領収しました。
国際株式会社
東京都北区志茂3-1-7
TEL03-3901-1111
お忘れ物やご要望は当社又は
(財)東京タクシーセンター
TEL03-3648-0300
<ネット予約> kmdesk.jp
<ナビコード>
A40-1384-1346

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
ドア番号 31号
2012年08月12日
乗車料金 ¥2150円

(現金・チケット・クーポン)
上記の通り正に領収致しました。

下川タクシー
本社 東京都目黒区下川1-22-10
TEL03-3967-0521
お忘れ物やご要望は当社又は
(財)東京タクシーセンター
TEL03-3648-0300
<ネット予約> kmdesk.jp
<ナビコード>
A46-5313-9485

領収書
現・チ・ク・割引 No.8627
日付 '12年08月13日
車番 0114 00

基本運賃 ¥1340円
合計 ¥1340円
上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
お忘れ物は当社へ
AYA交通株式会社
東京都板橋区高島平7-1-24
TEL:03-5968-3900
ご要望は当社へ
(財)東京タクシーセンター TEL:03-3648-0300

日付 '12年08月16日
車番 000000 00
基本運賃 ¥980円
合計 ¥980円
上記の通り領収致しました
通行料 円

熊林 タクシー
ドアNO:001
お忘れ物は下記所属団体へ
東京都入国タクシー事業協同組合
TEL 03-3847-8781
(社)東京都個人タクシー協会
TEL 03-3847-1481
(財)東京タクシーセンター
TEL 03-3648-0300
毎度ご乗車ありがとうございます。

領収書
現・チ・ク・割引 No.1004
日付 '12年08月15日
車番 100690 000

基本運賃 ¥2960円
合計 ¥2960円
上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
運賃料金計 ¥2960円
合計 ¥2960円
上記の通り領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます。
廣交通株式会社
東京都三鷹市深大寺2-30-1
TEL 0422-32-1434
(財)東京タクシーセンター
03-3648-0300

No.0521
領収書
2012年08月23日
車番 6956
運賃 ¥710円
合計 ¥710円
東日本交通(株)
お忘れ物、お気づきの点は
TEL 03-3377-0144
(財)東京タクシーセンター 03-3648-0300

2012年度 (2012年度)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 8月分

職員名 田中ゆうたろう

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
12	区民宅(南田)	タクシー	中野駅-南田2丁目	800	調査研究費	区民宅見聴取
12	区民宅(南田)	タクシー	新宿御苑自駅-南田2丁目	2,150	調査研究費	区民宅見聴取
13	区民宅(南田)	タクシー	初台駅-南田2丁目	1,340	調査研究費	区民宅見聴取
15	区民宅(南田)	タクシー	依田八幡宮-南田2丁目	2,980	調査研究費	区民宅見聴取
15	区民宅(南田)	タクシー	都立八幡宮-南田1丁目	1,610	調査研究費	区民宅見聴取
16	区民宅(南田)	タクシー	西橋科会-南田1丁目	1,430	調査研究費	区民宅見聴取
16	区民宅(南田)	タクシー	新井原研一-南田1丁目	980	調査研究費	区民宅見聴取
23	区民宅(南田)	タクシー	中野駅-南田1丁目	710	調査研究費	区民宅見聴取
科目別内訳				11,980		

5/15

領 収 書
現・チ・ク・福祉No.6182
日付2012年08月15日
車番 168760 000

基本運賃 ¥1610円
合計 ¥1610円

通行料, 他 円
上記金額正に領収しました。
国際株式会社
東京都北区赤塚3-1-7
TEL03-3901-1111
お忘れ物や乗降は当社又は
(財)東京タクシーセンター
TEL03-3648-0300
<ネット予約>kmdaak.jp
<ナビコード>
A40-1384-1346

領 収 書
現・チ・ク・福祉No.1256
日付2012年08月16日
車番 151390 000

基本運賃 ¥1430円
合計 ¥1430円

通行料, 他 円
上記金額正に領収しました。
ANZEN板橋株式会社
板橋営業所
東京都板橋区旗本1-22-10
TEL03-3967-0521
お忘れ物や乗降は当社又は
(財)東京タクシーセンター
TEL03-3648-0300
<ネット予約>kmdaak.jp
<ナビコード>
A46-5313-9485

領 収 書
現・チ・ク・割引 No.9054
日付 '12年08月16日
車番 000000 00

基本運賃 ¥980円
合計 ¥980円

上記の通り領収致しました
通行料 円
熊林 タクシー
FAXNO:001
お忘れ物は下記所属団体へ
東京都人タクシー事業協同組合
TEL 03-3647-8781
(社)東京都個人タクシー協会
TEL 03-3947-1481
(財)東京タクシーセンター
TEL 03-3648-0300
毎度ご乗車ありがとうございます。
6/15

№9521
領 収 書
2012年 08月 23日
車番 6956
運 賃 ¥710円
合計 ¥710円
東日本交通(株)
お忘れ物、お気づきの点は
TEL 03-3377-0144
(財)東京タクシーセンター 03-3648-0300

No.0278
領収書
 2012年09月03日
 車番 006506 00
 メーター ¥710円
 運賃合計 ¥710円
 合計 ¥710円
 同盟交通株式会社
 お客様、お預けの金は、
 〒110-0303-0302-0301
 東京タクシーセンター
 TEL03-3648-0300

No.4736
領収書
 2012年09月03日
 車番 001796 000
 メーター 980円
 運賃合計 980円
 合計 980円
 (現金、チケット、クーポン)
 領収書発行がございません
 お客様は当社へ
 横馬タクシー株式会社
 〒110-0303-0302-0301
 お客様の金は当社へ
 (社)東京タクシーセンター
 〒110-0303-0302-0300

No.4846
領収書
 現・チ・ク・割引 No.4846
 日付 '12年09月04日
 車番 001303 00
 基本運賃 ¥2870円
 合計 ¥2870円
 上記の通り領収致しました
 通行料、他 円
 上記金額正に領収致しました。
 高橋タクシー
 ドア番号: 663
 お忘れ物は
 所属団体
 東京都個人タクシー協会の
 式三支部
 TEL 0422-53-8151
 お問い合わせは
 (社)東京都個人タクシー協会
 TEL 3947-1461
 ご要望は
 (財)東京タクシーセンター
 TEL 3648-0300

No.0309
領収書
 現・チ・ク・割引 No.0309
 日付 '12年09月05日
 車番 100816 000
 メーター料金 ¥1780円
 合計 ¥1780円
 上記の通り領収致しました
 専任営業所
 株式会社 アシスト
 三鷹営業所
 東京都三鷹市井03-11-1
 お忘れ物、お間違いは当社へ
 TEL0422-30-7818

No.1306
領収書
 2012年09月07日
 車番 001819 000
 メーター 980円
 運賃合計 980円
 合計 980円
 さがみ交通△サシノ湖
 お客様、お預けの金は、
 TEL0422-63-1021

2016年09月03日

取務調査交通費記録簿


出納簿 整理番号 9月分

路員名 田中ゆうたろう

日	出発先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
3	区民宅(和国)	タクシー	中野駅-和国1丁目	710	調査研究費	区民宅経費
3	区民宅(和国)	タクシー	大宮八幡宮-和国1丁目	980	調査研究費	区民宅経費
4	区民宅(和国)	タクシー	和国駅-和国1丁目	2,870	調査研究費	区民宅経費
5	区民宅(和国)	タクシー	和国駅-和国1丁目	1,780	調査研究費	区民宅経費
7	区民宅(和国)	タクシー	新井薬師駅-和国2丁目	980	調査研究費	区民宅経費
				7,320		
科目別内訳						

7/15

領収書
 現・子・ク・割引 No.1105
 日付 '12年10月27日
 車番 0612 000
 基本運賃 ¥710円
 運賃料金計 ¥710円
合計 ¥710円
 上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
 お気付の点は当社へ
 東武タクシー株式会社
 TEL. 03(6637)1729
 お忘れ物該当社又は
 (株)東京タクシーセンターへ
 TEL. 03(3648)0300

昭46政(2)36(2)29


政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 10月分 氏名 *[Signature]*

職員名 田中ゆうたろう

日	出 発 先	利用交通機関	経路 (出発駅→到着駅)	交通費 (円)	件 目	備 考
27	区民宅 (和井)	タクシー	中野駅→和井1丁目	710	調査研究費	区民宅見聴
			科目別内訳	710		

8/15

領収書 No.0633
 日付 '12年12月08日
 車番 106906 000
 メータ運賃 ¥1070円
 運賃料合計 ¥1070円
 合計 ¥1070円
 上記の通り領収致しました

日の丸自動車交通株式会社
 葛飾営業所
 毎夜有車庫にありがとうございます。
 又の御利用をお待ち申し上げます。
 タクシーのご用命は
 TEL 03-3814-1111
 お忘れ物、ご意見ご要望は
 日の丸自動車交通株式会社
 葛飾営業所まで
 TEL 03-3601-0136

領収証

無線番号 646号
 2012年12月11日
 毎夜ご乗車ありがとうございます。
 (現金・チケット・クーポンカード)
 乗車料金 ¥710円
 計 710円
 お忘れ物は当社へ
日本交通
 三鷹営業所
 TEL 0422(49)2151
 お城付物の店は当社又は
 (財)東京タクシーセンターへ
 TEL 03(3648)0300
 GPSコード
 411-7444-568A

領収書 No.024

2012年12月11日
 車番 284
 運賃 890円
 計 890円
 お忘れ物は当社へ
富士自動車株式会社
 TEL03(3611)7121
 ご要望は当社又は
 (財)東京タクシーセンター (3648)0300

領収書 No.0977
 2012年12月12日
 車番 006324 000
 メータ 710円
 運賃合計 710円
 合計 710円
開道交通株式会社
 葛飾営業所
 TEL 03-3816-3777
 東京タクシーセンター
 TEL 03-3648-0300

領収証

無線番号 650号
 2012年12月14日
 毎夜ご乗車ありがとうございます。
 (現金・チケット・クーポンカード)
 乗車料金 ¥710円
 計 710円
 お忘れ物は当社へ
日本交通
 三鷹営業所
 TEL 0422(49)2151
 お城付物の店は当社又は
 (財)東京タクシーセンターへ
 TEL 03(3648)0300
 GPSコード
 411-2639-397A

政務様式(第3号様式)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 12月分

出賃名 田中ゆうたろう

日	出発先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
8	区民宅(和南)	タクシー	中野駅上駅-和南2丁目	1,070	調査研究費	区民宅見視
11	区民宅(和南)	タクシー	中野駅-和南1丁目	710	調査研究費	区民宅見視
11	区民宅(和南)	タクシー	新井基町駅-和南1丁目	890	調査研究費	区民宅見視
12	区民宅(和南)	タクシー	中野駅-和南1丁目	710	調査研究費	区民宅見視
14	区民宅(和南)	タクシー	中野駅-和南1丁目	710	調査研究費	区民宅見視
科目別内訳				4,090		

9/15

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
 (現金・チケット・クーポン・カード)
 無線番号 5219号
 2013年01月09日

乗車料金 ¥2240円
 迎車 ¥400円
 障害者割引 -¥230円
計 2410円

※日本交通グループ
 大田自動車交通株式会社
 東京都三鷹市規大2-21-12
 TEL0422-31-6388
 そのほか同行きの会社は
 (株)東京タクシーセンター
 TEL03-3648-0300
 GPSコード
 13-0140-045A

領収証

無線番号 1347号
 2013年01月25日
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 (現金・チケット・クーポン・カード)
 乗車料金 ¥1160円

計 1160円

※日本交通
 池袋営業所
 TEL 03 (3590) 2161
 お支払の点は当社又は
 (株)東京タクシーセンターへ
 TEL 03 (3648) 0300
 GPSコード
 414-3038-284A

領収書

No.1308
 2013年 01月 28日
 ドア番号 0172
 運賃 ¥3680円

領収書

No.029
 2013年01月26日
 車番 1150
 運賃 1160円
計 1160円

お忘れ物、お問い合わせは当社まで
国産自動車交通(株)
 TEL 03 (3994) 3333

合計 ¥3680円

毎度ご乗車ありがとうございます。
 お忘れ物、お気づきの点は、
高砂自動車株式会社
 TEL 03-3482-6671

政2号様式 (第2版)国採

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号	I	月分	10
----------	---	----	----

職員名 田中ゆうたろう

日	出発先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
9	区民宅 (和風)	タクシー	徳島駅-和風1丁目	2,410	調査研究費	区民宅見学
26	区民宅 (和風)	タクシー	高円寺駅-和風1丁目	1,160	調査研究費	区民宅見学
26	区民宅 (和風)	タクシー	高円寺駅-和風1丁目	1,160	調査研究費	区民宅見学
28	区民宅 (和風)	タクシー	国ツ谷駅-和風1丁目	3,080	調査研究費	区民宅見学
科目別内訳				8,410		

10/15

領収書
 2013年02月01日 -011
 メーカー運賃 ¥2,780円
 運賃料金計 ¥2,780円
合計 ¥2,780円
 現金支払 ¥2,780円
 車種番号 002590
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 上記金額正に領収致しました。
 お忘れ物は当社へ
日興タクシー(株)
 TEL. 03-5944-3411
 ご要望は当社又は
 (財)東京タクシーセンターへ
 TEL. 03-3646-0300

〒114 0040 東京都目黒区
 メーカー運賃 ¥1610円
合計 ¥1610円
 上記の通り領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます。
DAWA TAXI GROUP
丸井自動車株式会社
 東京都足立区千住加賀町8-5
 TEL. 03-3881-2626

領収書 No.021
 2013年02月01日
 車番 1989
 運賃 890円
合計 890円

お忘れ物、お問い合わせは当社まで
国産自動車交通(株)
 TEL 03 (3994) 3333
 車種番号
合計 ¥1790円
 上記の通り領収致しました
 (現金・チケット・クーポンカード)
 毎度ご乗車ありがとうございます
日本交通グループ
東洋交通株式会社
 東京都北区浮間5-4-51
 03(5970)9325
 GPSコード
 394-0045-411A

領収書
 現・チ・ク・割引 No.2215
 日付 2013年02月01日
 車番 001122 0000
 基本運賃 ¥1,790円
合計 ¥1,790円
 上記の様に領収致しました
 送付料、他 円
 上記金額正に領収致しました。
 工藤タクシー
 ドア番号: 075
 お忘れ物は下記の所属団体へ
 東京都個人タクシー協同組合
 新宿支部 03-3360-3359
 社団法人いぬむすび社
 (財)東京都個人タクシー協会 03-3347-1401
 工藤タクシー
 (財)東京都タクシーセンター 03-3646-0300

領収書 No.022
 2013年02月13日
 車番 2303
 運賃 2780円
合計 2780円
 明治自動車株式会社
 TEL 03 (3897) 8181
 タクシーのご利用は東京都
 TEL 03 (3361) 2111

領収証
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 (現金・チケット・クーポンカード)
 無線番号 5315号
 2013年02月04日
 乗車料金 ¥1250円
合計 1250円
 お忘れ物は当社へご連絡下さい。
日本交通グループ
 キャピタルモーターズ株式会社
 東京都杉並区境水3-16-10
 TEL 03-3399-5181
 その他会社発行の領収書は
 (財)東京タクシーセンター
 TEL 03-3646-0300
 GPSコード
 412-9840-047A

領収書 現・チ・ク
 2013年02月20日 -017
 メーカー運賃 ¥2,510円
合計 ¥2,510円
 現金支払 ¥2,510円
 車種番号 000131
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 上記金額正に領収致しました。
ゴールド交通株式会社
 TEL. 03-3504-5551

2013年02月 (2013年02月)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 2 月分 No. 12

議員名 田中ゆうたろう

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
1	区民宅(和国)	タクシー	有明駅-和国2丁目	2,780	調査研究費	区民宅見聴取
1	区民宅(和国)	タクシー	新井原駅-和国1丁目	890	調査研究費	区民宅見聴取
1	区民宅(和国)	タクシー	新大塚駅-和国1丁目	1,790	調査研究費	区民宅見聴取
4	区民宅(和国)	タクシー	新大塚駅-和国2丁目	1,250	調査研究費	区民宅見聴取
6	区民宅(和国)	タクシー	阿佐谷北1丁目-和国2丁目	1,610	調査研究費	区民宅見聴取
12	区民宅(和国)	タクシー	阿佐谷北2丁目-和国1丁目	1,790	調査研究費	区民宅見聴取
13	区民宅(和国)	タクシー	有明駅-和国2丁目	2,780	調査研究費	区民宅見聴取
20	区民宅(和国)	タクシー	有明駅-和国1丁目	2,510	調査研究費	区民宅見聴取
科目別内訳				15,400		

11/15

領収書
 現・チ・ク・割引 No.8055
 日付 '13年02月06日
 車番 5343 000
 メータ運賃 ¥1610円
合計 ¥1610円
 上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
 DAIWA TAXI GROUP
 丸井自動車株式会社
 東京都足立区千住関屋9-6
 TEL. 03-3861-2626

領収書
 No.4358
 日付 '13年02月12日
 車番 3338 000
 メータ運賃 ¥1790円
合計 ¥1790円
 上記の通り領収致しました
 (現金・チケット・クーポン・カード)
 毎度ご乗車ありがとうございます

日本交通グループ
東洋交通株式会社
 東京都北区浮間5-4-51
 03(5970)9325

GPSコード
 394-0045-411A

領収書
 No022
 2013年02月13日
 車番 2303
 運賃 2780円
計 2780円

明治自動車株式会社
 TEL 03 (3897) 8161

オフショールご利用は東京本社
 TEL 03 (3361) 2111

17/15

領収書
 現・チ・ク
 2013年02月20日 -017
 メータ運賃 ¥2,510円
合計 ¥2,510円
 現金支払 ¥2,510円
 車種番号 000131
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 上記金額正に領収致しました。

ゴールド交通株式会社
 TEL 03-3594-5551

領収書 No.3999
 2013年03月02日
 車番 0481
 運賃 ¥1160円
 合計 ¥1160円
 東京ウェスタン交通㈱
 中野区江古田4-20-24
 TEL 03-3389-2181
 毎度ご乗車有り難うございます。
 忘れ物係 東京タクシーセンター 03-3648-0300

領収書
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 無線番号 212号
 2013年03月02日16:43
 乗車料金 ¥3680円
 立替金 円
 (現金・チケット・クーポン)
 上記の通り正に領収致しました。
 小淵沢タクシー(株)
 北柱市小淵沢町852
 0551-36-2525

領収書 No.003
 2013年03月04日
 車番 1418
 運賃 800円
 合計 800円
 お忘れ物、お問い合わせは当社まで
 国産自動車交通(株)
 TEL 03 (3994) 3333

領収書
 現・チ・ク・福祉No.2371
 日付2013年03月05日
 車番 165510 000
 基本運賃 ¥1160円
 合計 ¥1160円
 通行料・他 円
 上記金額正に領収致しました。
 前払金は当社へ

東京ラッキー自動車(株)
 東京都港区上野橋2-11-1
 TEL 03-3559-0301
 ご営業は当社又は
 (財)東京タクシーセンター
 TEL03-3648-0300
 <ネット予約>kmdesk.jp
 <ナビコード>
 A38-2184-1453

領収書 No.022
 2013年03月06日
 車番 106
 運賃 1340円
 合計 1340円
 お忘れ物係当社へ
 東京コンドルタクシー株式会社
 練馬区桜台3-9-8
 TEL 03-3992-0191
 ご営業は当社又は
 (財)東京タクシーセンター (3648)0300

領収書 No.3875
 2013年03月06日
 車番 001427 000
 メーター 710円
 運賃合計 710円
 合計 710円
 お忘れ物、お気付け点は
 三浦交通株式会社
 TEL 0422-46-2222
 ご営業は、
 東京タクシーセンター
 TEL 03-3648-0300

合計 ¥3050円
 上記の通り領収致しました
 通行料・他 円
 上記金額正に領収いたしました。
 安井タクシー
 ドア番号:30
 お忘れ物は下記所まで
 東京都目黒区目黒1-1-1
 TEL 03 (3360) 0305
 お問い合わせは
 (株)東京都人タクシー協会
 TEL 03 (3947) 1461
 二重堂は
 (財)東京タクシーセンター
 TEL 03 (3648) 0300

合計 ¥710円
 上記の通り領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 日本大通グループ
 お忘れ物は当社へ
 日立自動車交通第二㈱
 東京都足立区綾瀬8-11-22
 TEL 03-3805-8181
 ご営業は当社又は
 (財)東京タクシーセンター TEL 03-3648-0300
 GPSコード
 392-0645-080A

昭和三十八年(昭和五十四年)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 3月分

職員名 田中ゆうたろう

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	科目	備考
2	区民宅(和南)	タクシー	西町寺駅-和南1丁目	1,160	調査研究費	区民宅見聴取
2	区民宅(和南)	タクシー	久我山1丁目-和南2丁目	3,680	調査研究費	区民宅見聴取
4	区民宅(和南)	タクシー	中野駅-和南2丁目	800	調査研究費	区民宅見聴取
6	区民宅(和南)	タクシー	新井高研駅-和南2丁目	1,160	調査研究費	区民宅見聴取
6	区民宅(和南)	タクシー	初台駅-和南2丁目	1,340	調査研究費	区民宅見聴取
6	区民宅(和南)	タクシー	中野駅-和南1丁目	710	調査研究費	区民宅見聴取
17	区民宅(和南)	タクシー	南田山駅-和南1丁目	3,060	調査研究費	区民宅見聴取
18	区民宅(和南)	タクシー	中野駅-和南1丁目	710	調査研究費	区民宅見聴取
科目別内訳						

13/15-

領収書 No.0999
 2013年03月02日
 車番 6481
 運賃 ¥1160円
 合計 ¥1160円
 東京メトロ交通(株)
 中野区江古田4-20-24
 TEL 03-3389-2181
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 お忘れ物は、東京タクシーセンター 03-3648-0300

領収書 No.022
 2013年03月06日
 車番 106
 運賃 1340円
 合計 1340円
 お忘れ物は当社へ
 東京コンドルタクシー株式会社
 練馬区桜台3-9-8
 TEL 03-3992-0191
 ご乗車は当社又は
 (株)東京タクシーセンター (3648)0300

領収書
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 無線番号 212号
 2013年03月02日16:43
 乗車料金 ¥3680円
 立替金 円
 (現金・チケット・クーポン)
 上記の通り正に領収致しました。
 小淵沢タクシー(株)
 北柱市小淵沢町852
 0551-36-2525

領収書 No.3875
 2013年03月06日
 車番 001427 000
 メーター 710円
 運賃合計 710円
 合計 710円
 お忘れ物、お気配の点は
 三蔵交通株式会社
 TEL 0422-46-2222
 ご乗車は
 東京タクシーセンター
 TEL 03-3648-0300

領収書
 現・チ・ク・割引 No.8364
 日付 '13年03月17日
 車番 00000 00
 基本運賃 ¥3050円
 合計 ¥3050円
 上記の通り領収致しました
 通行料・他 円
 上記を正に領収いたしました。
 安井タクシー
 ドア番号: 30
 お忘れ物は下記所属車両へ
 東京都個人タクシー協会の承認受領
 TEL 03(3360)0329
 お問い合わせは
 (株)東京都個人タクシー協会
 TEL 03(3947)1461
 ご乗車は
 (株)東京タクシーセンター
 TEL 03(3648)0300

領収書
 現・チ・ク・割引 No.2174
 日付 '13年03月18日
 車番 4002 000
 メー運賃 ¥710円
 合計 ¥710円
 上記の通り領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 日本交通グループ
 お忘れ物は当社へ
 日立自動車交通第二編
 東京都足立区綾瀬6-11-22
 TEL 03-3605-6181
 ご乗車は当社又は
 (株)東京タクシーセンター TEL 03-3648-0300
 GPSコード
 392-0645-080A

14/15

No.8433
 2013年03月23日
 車番 005342
 メーカー 000
 710円
 運賃合計 710円
 合計 710円
 毎度ご乗車ありがとうございます
 宮園自動車株式会社
 杉並営業所
 info@niyazono.jp
 お忘れ物、お支払いの事は、
 TEL 03(3394)3611
 東京タクシーセンター
 TEL 03(3648)0300

No.014
領収書
 2013年03月24日
 車番 1974
 運賃 710円
 計 710円

お忘れ物、お問い合わせは当社まで
国産自動車交通(株)
 TEL 03 (3994) 3333

領収書
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 車両番号 337号
 2013年03月28日
 乗車料金 ¥1970円
 小計 ¥1970円

御利用額合計 ¥1970円
 (現金・カード・クレジット) 37,7267
 上記の通り正に領収致しました。

小田急交通株式会社
 宮田谷営業所
 お車ご利用は 鉄道指輪線
 TEL 03(3406)7171 都内23区
 TEL 0422(44)7161 武蔵野・三島地区
 お忘れ物
 TEL 03(3482)4511 世田谷営業所
 1
 3940-541-043-060

領収書
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 ドア番号 1896号
 2013年03月30日
 乗車料金 ¥4490円
 立替金 円
 (現金・チケット・クーポン)
 上記の通り正に領収致しました。
TAKEZAKI TAXI
 本社事務所 東京都品川区大崎1-1-1
 本社 TEL (3302) 7884
 品川営業所 品川区大崎1-1-1
 品川 TEL (3347) 1461
 目黒営業所 品川区大崎1-1-1
 目黒 TEL (3648) 0300

国産自動車(国産自動車)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 3月分

議員名 田中ゆうたろう

日	市 張 先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費(円)	科 目	備 考
23	区民宅 (和国)	タクシー	中野駅-和国1丁目	710	調査研究費	区民宅乗車
24	区民宅 (和国)	タクシー	中野-和国1丁目	710	調査研究費	区民宅乗車
28	区民宅 (和国)	タクシー	新大塚-和国2丁目	1,070	調査研究費	区民宅乗車
30	区民宅 (和国)	タクシー	吉祥寺駅-和国1丁目	4,490	調査研究費	区民宅乗車
科目別内訳				12,610		

15/15

18,430円

政務調査活動補助
議員勤務報告書
(24年10月分)
議員名 田中ゆうたろう

日	曜日	勤務時間 始業-終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	月	-	-	-	-	
2	火	-	-	-	-	
3	水	-	-	-	-	
4	木	-	-	-	-	
5	金	-	-	-	-	
6	土	-	-	-	-	
7	日	-	-	-	-	
8	月	-	-	-	-	
9	火	-	-	-	-	
10	水	-	-	-	-	
11	木	-	-	-	-	
12	金	-	-	-	-	
13	土	-	-	-	-	
14	日	-	-	-	-	
15	月	-	-	-	-	
16	火	-	-	-	-	
17	水	-	-	-	-	
18	木	-	-	-	-	
19	金	-	-	-	-	
20	土	-	-	-	-	
21	日	-	-	-	-	
22	月	12:00-17:00	5	1000	5000	政策報告作成補助
23	火	12:00-17:00	5	1000	5000	政策報告作成補助
24	水	-	-	-	-	
25	木	-	-	-	-	
26	金	-	-	-	-	
27	土	-	-	-	-	
28	日	-	-	-	-	
29	月	-	-	-	-	
30	火	-	-	-	-	
合計						
出勤日		2日			10000円	

勤務者
氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

10/21

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号 10 月分 No. [REDACTED]

領収書等貼付欄

領 収 書
No. 2012年10月21日
田中ゆうたろう 様
金額 ￥10,000-
収 政務調査活動補助議員会として
上記正に領収いたしました
内 訳
振込金額 [REDACTED]
消費税額(%) [REDACTED]

領 収 人
印 証 [REDACTED]

備考

平成26年5月15日

杉並区監査委員 御中

措置請求補充意見書

杉並区議会 田中ゆうたろう議員の平成24年度政務調査費収支報告に関する措置請求に係る補充意見を、別紙の内容の通り提出いたします。

よろしく収受の上、先に提出した4月30日付措置請求書と合わせて、厳正に審査いただきますようお願い申し上げます。

1. 補充意見の内容

別紙の通り

2. 措置請求人

甲

乙

平成24年5月15日

田中議員の平成24年度政務調査費収支報告に関する措置請求に係る補充意見

田中ゆうたろう議員の平成24年度政務調査費収支報告に関する4月30日付措置請求書本文の「事実証明書 II. 明治大学専門職大学院23年度納付の入学金および学費・諸費」の個所について、下記の通り補足説明および追加意見を申し述べます。

1. 本項目の措置請求の趣旨と手続き的關係について

23年度納付の入学金および学費・諸費の区への返還を、今般の24年度政務調査費収支報告に関する措置請求において行うことの趣旨と手続き的關係についての請求人の見解は下記の通りである。

(1) 23年度の措置請求について

昨25年4月30日に提出した23年度政調費収支報告における明治大学公共政策大学院(専門職)ガバナンス研究科の入学金および学費・諸費(23年度後期分)の支出計上に関わる措置請

求は、23年度の政調費収支報告におけるその支出計上が、内容上本来自費で負担すべきものであり、政調費からの支出として不当・不適切であるとして措置請求を行ったものである。

(2) 今回の措置請求について

①それに対して今回の措置請求は、次の趣旨によるものである。

昨25年6月26日付監査結果によって政調費からの支出が不当には当らずと認定された明治大学公共政策大学院への通学に要する学費・諸費が、24年度の政調費収支報告においては全く支出計上されておらず(25年度政活費収支報告においても全く計上されていない)、つまりは、学費・諸費は納付されておらず、その他下記に記述する諸状況からして、田中議員は遅くとも24年4月から通学していないと判断されることから、23年7月に支出・納付した入学金および学費・諸費947,500円は全く活かされず、無駄であったことになる故、支出費用の有効な活用を怠った24年度の不作為の行為について、それを不当として、その費用の区への返還を求めるものである。

なお、田中議員が同大学院に通学していないと判断される理由と事実関係は、24年度政調費収支報告の内容の点検・調査のための情報公開請求を行った25年6月以降に判明したものである。

②措置請求人はもとより、23年度措置請求書に詳細記述した通り、大学・大学院等の学費・諸費は、政務調査費から支出すべきものではないと指摘しているものである。

しかし乍ら、同大学院への通学に関して、田中議員本人が学費計上の理由として「政策の立案提言を計ろうとする議員の政務調査の一環として、必要不可欠の重きをなすものである。」

(本文文末 註記を参照乞う)と主張し、監査結果において不当には当らずと認定されて入学した以上は、当然所定の全課程を修了し、公共政策修士(専門職)の学位を得るまで継続して通学すべきであり、最後まで通学・受講し通す確固たる意思もなく恣意的・無定見に入学手続きを行い、その学費・諸費を公費である政務調査費から支出しながら、学業途中、しかも半年足らずで通学を放棄するなどは、許されないことであるとする。

納付した入学金および学費・諸費の原資は税金である。田中議員は支出費用の有効な活用を怠り、税金を無駄に捨てた責任を取って、該当金額の金員を自ら区に返還すべきであるが、自主的な返還が行われないならば、監査結果の措置勧告による区への返還を求める。

(3) 区議会総務財政委員会における監査委員事務局長の答弁について

①なお、請求人の今回の措置請求は、昨年7月1日の区議会総務財政委員会における0議員と監査委員事務局長による次の質疑・答弁に基づき、その実際の事例への適用と費用の返還勧告を求めるものである。

〈平成25年7月1日総務財政委員会議事録—07月01日-01号より抜粋引用〉

◆0委員質問

————(中略)————

では続けて聞きますけれども、大学院の入学金、そしてまた授業料を認容したとして、それは通学をしなければだめですよ。つまり入学しただけでその金額を出して構わないというわけじゃないですね。通学の事実が伴わないと認められないものですよ。そういう理解でよろしいですか。

◎監査委員事務局長答弁

通学することによって、大学に入学した、政務調査に生かすということの実がかないますので、それは当然通学ということが前提になります。

◆0委員質問

今回の事例において、通学をしたかどうかといったことがここでわかるわけではありませんが、交通費の計上があるのかどうかとか知りたい思いであります。

————(中略)————

◆0委員質問

最後に1つだけ確認します。先ほど通学の話をしてしましたが、一般的な論で結構ですが、もし通学をしてないということが判明した場合には、さきに請求した大学院の授業料や入学金などについては返還をする余地があるのかどうか、お伺いします。

◎監査委員事務局長答弁

仮定のご質問なんでなかなか答えづらいところであるんですけども、その議員の通学してない事情とか、通学してないかわりに何か通信教育を受けているかどうかとかいったようなことも、当然判断する要素になってくるかなと思っております。

②以上の監査委員事務局長の答弁は、要するに、通学出来ない事情とか、通学しない代替として通信教育を受講している等の事情が返還を猶予する要素にはなるが、そうでなければ返還を求めることになるということである。

ただし、この際、次の点は指摘しておきたい。通学出来ない事情には、入学後に本人が病気に罹ったか、家人の病気の看護とかの事情が発生した以外には殆ど該当せず、通学の代替としての通信教育は明治大学公共政策大学院においては、そのような通信教育制度はない。

2. 田中議員が明治大学公共政策大学院に通学していないと判断する理由について

田中議員が同大学院に通学していないと判断する理由は次の通りである。

(1)23年度の政調費収支報告に関する昨25年6月26日付監査結果によって、政調費からの支出が不当には当らずと認定された明治大学公共政策大学院への通学に要する学費・諸費の支出が、24年度の政調費収支報告においては全く計上されておらず、また25年度政活費収支報告においても全く計上されていない。つまりは、学費・諸費は納付されていない。

仮定の問題としては、学費等は納付したが自費で負担したということも考えられるが、しかしそれは、次の点でまずあり得ないと判断される。

①明治大学公共政策大学院は、修了するには最短(基準)で2年間在学し。所定の単位を取得しなければならない。田中議員は、現職の議員枠で後期入学しているため、23年9月に入学し25年9月修了まで通学する必要がある。

23年度の処理との継続性からすれば、24年度および25年度に学費の支出計上がないことは学費を納付していないからであると判断するのが自然である。

また、田中議員のこれまでの経費計上のやり方からは、学費を納付したが自己負担したとはまず考えられない。

②明星大学通信教育(幼児教育)の学費は、昨年6月26日付監査結果により不当・不適切であるとして否認されたため、8月29日付受理の収支報告書にて取消し訂正しているが、4月30日

提出の当初の収支報告書においては、在学在籍料35,000円と補助教材費6,000円の合計41,000円を支出計上していた。しかし、23年度には計上していた同スクーリング教育受講諸費用52,000円は計上されていない。

つまりは、明星大学通信教育に関しては24年度は在籍料だけを納付し、学籍だけを残してスクーリング授業を受講していないことを意味する。

③ 一方で、明治大学公共政策大学院の学費・諸費24年度必要額前期・後期合計1,332,500円は全く計上されていない。上記の明星大学通信教育の学費計上との整合性からすれば、明治大学大学院の24年度学費等を計上していないのは、納付をしていないからであると判断せざるを得ない。25年度前期学費667,500円についても同じである。

(2) 明治大学公共政策大学院の24年・25年度の学費・諸費を全く納付していないということは、田中議員は同大学院に通学していないことを意味する。

同大学院においては、休学は2年間以内に限って認められるが、休学在籍料前期・後期各々80,000円＋諸会費2,500円＝年間162,500円を納付しなければならない。

さすがに休学在籍料を政調費・政活費に計上するのはまずいと考えて、納付したが政調費・政活費に支出計上せず自己負担にしたのか、或は休学在籍料を納付せず自動的に中途退学したのか、そのいずれであるにしても、田中議員は少なくとも24年4月からは同大学院に通学していないと、以上の諸状況から推論して、判断される。

(3) なお、仮に休学在籍料を納付していたとしても、24年4月から起算しても、本年3月で2年間が経過しており、本年4月30日に提出された25年度政活費収支報告において、26年度前期の学費の納付期日である2月に支出計上がないことからして、既に学籍を喪失したものと判断される。

(4) 通学の交通費の計上がない。

23年度、24年度および25年度の政調費・政活費収支報告書を点検し、確認したが、同大学院への通学に要する交通費の計上は全くなかった。

(5) 同大学院は、社会人、公務員および地方議会の議員を対象とし、日常勤務をしながら学べるように、授業時間は、平日18:55～22:00および土曜日9:00～21:10の間となっている。

しかし乍ら、本措置請求書の本文事実証明書I 1.～4.項の交通費の関する箇所て記述した内容からすれば、田中議員は、平日・土曜日のほぼ2日に1回は夜の街に勤務する区民の勤務先や同様の場所で行われる区民の会合に赴いて区民相談に乗っていることになる。その交通費の使用状況から判断すれば、同大学院には通学できない。

(6) 以上の諸点を総合して、田中議員は同大学院に通学していないと判断する。

請求人は、十分な推論で以て上記の判断をするものであるが、もし、田中議員が、24年度の学費等を自己の負担で納付し、継続して通学し、現在では既に公共政策修士の修士号を得ていると反論するならば、学費の領収書その他の証明資料を提示するべきである。

終わりに

監査委員におかれては、上記の問題に関して、直接または区議会議長を通じて、田中議員に聴聞を行い、真実のところを究明して、その調査結果に基づき厳正な判断を下されることを要請いたします。

(以上)

24年度政調費監査請求意見陳述参考資料（26年 5月23日）

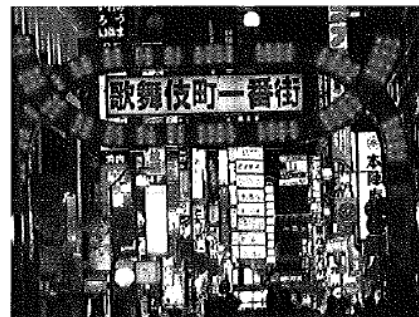
甲 印

新宿歌舞伎町 (Wikipediaより転載)

歌舞伎町 (かぶきちょう) は、東京都新宿区の町名[1]。歌舞伎町一丁目および歌舞伎町二丁目
が設置されており、全域で住居表示を実施
している[2]。人口は2,114人 (2010年3月1
日現在、住民基本台帳による)。



靖国通りから見た夜の歌舞伎町



夜の歌舞伎町一番街。この時間がこの町の「本番」である。

地理[編集]

歌舞伎町は東京都新宿区に位置する。飲食店・遊技施設・映画館が集中する歓楽街である。明治通り (東)、靖国通り (南)、JR中央線 (西)、職安通り (北) に囲まれた範囲 (ただし花園神社の敷地とその南北の一画は除く) に位置する町である。鉄道の場合、新宿駅 (JR他各線) 東口、あるいは西武新宿駅が最寄り。都営地下鉄大江戸線なら新宿西口駅か東新宿駅が近い。新宿駅東口から北に向かって行くと、ドン・キホーテ本店前の大きな通り (靖国通り) にぶつかる。これを越えると、歌舞伎町である。歌舞伎町一番街 (劇場通り)、さくら通り、西武新宿通り、東通り、区役所通りなどがある。西武新宿駅で降りれば目の前が歌舞伎町になる。

町の中には映画館、漫画喫茶、居酒屋、キャバクラ、風俗店やホストクラブ、ラブホテル、パチンコ店も立ち並んでおり、「眠らない街」とも言われ、深夜になってもネオンで明るく人通りも多い。ドン・キホーテ前、セントラルロードに多いスカウトやホストによるキャッチ、怪しげな

客引きやポン引きなど、合法、非合法取り混ぜて歌舞伎町独特の雰囲気がある。よく「東洋一の歓楽街」と言われている。3,000軒を数えるパニ、キャバレー、ラブホテルなどが密集し、「欲望の迷宮都市」「外国人労働者の新租界」等とも評されている。歌舞伎町は世界でも有数の夜の盛り場に数えられていて、近年では、中国や韓国からの観光ツアー客も多く、昼間はよくツアーコンダクターが導く姿が見かけられる。

旧新宿コマ劇場付近は中心の広場を複数の映画館が囲む形になっていたが、2008年以降閉鎖する映画館が相次ぎ、現在残っているのは新宿東急文化会館内の映画館のみとなった。

各地域の特徴[編集]

歌舞伎町には一丁目と二丁目があり、概ね花道通りを境にした南と西武新宿駅周辺の一画が歌舞伎町一丁目、北が歌舞伎町二丁目である。

歌舞伎町一丁目

西寄りに近年まで興行街であった一角がある。東の方へ向かうと新宿区役所があり、区役所通りを渡ると新宿ゴールデン街がある。裏通りには飲食店や性風俗店、アダルトショップなどが密集している。西武新宿駅ビルの複合ショッピング店舗のほか、近年、大手ディスカウントチェーンが進出したが、靖国通りを隔てた新宿三丁目に比べ物販店は少ない。

歌舞伎町二丁目

西寄りに東京都保健医療公社太久保病院・ハイジア、東側にはラブホテル街が広がり、区役所通り付近はクラブ、ホストクラブなどが多数あるが、一丁目と違い表立って性風俗店は見当たらず、職安通りと明治通り沿いはオフィスビルやマンションが建ち並び、繁華街・歓楽地の様相は全く感じさせない。同じく職安通り沿いには通りの名前になったハローワーク新宿の歌舞伎町庁舎（主に雇用者側の求人などの受付窓口で、雇用保険の失業等給付や求職相談は西新宿庁舎で行う）があるほか、都内有数のコリアタウンである太久保に接していることもあり、韓国料理店や食品スーパーなどがある。

別紙 2

26 杉並第 11208 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

政務調査費に関する住民監査請求に伴う抗弁書の提出について

平成 26 年 5 月 13 日付け 26 杉監査第 85 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務調査費の制度制定の経緯

- (1) 地方公共団体は、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。
- (2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- (3) 政務調査費については、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の改正を受け、杉並区においても政務活動費と改められたところであるが、その以前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

2 政務調査費の交付及び返還等に関する手続について

政務調査費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務調査費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

- (1) 政務調査費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。
 - ① 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務調査費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（条例第 5 条第 1 項及び第 2 項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 1 号様式）
 - ② 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務調査費の交付に関する届）

議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。（条例第 5 条第 3

項) (規則第 2 号様式)

(2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度 4 月 1 日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知 (政務調査費交付対象者状況通知書) する。(条例第 6 条第 1 項) (規則第 3 号様式)

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知 (政務調査費交付対象者変更通知書) する。(条例第 6 条第 2 項) (規則第 4 号様式)

(3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知 (政務調査費交付決定通知書) する。(条例第 7 条) (規則第 5 号様式)

(4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日 (その日が杉並区の休日を定める条例第 1 条に定める区の休日に当たるときは、その翌日) までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求する。(条例第 8 条第 1 項)

(5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。(条例第 8 条第 2 項)

(6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月 (その日が基準日である場合は、当月) 分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。(条例第 8 条第 4 項及び第 6 項)

(7) 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出 (条例第 9 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。) の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。(政務調査費返還命令書) (条例第 12 条) (規則第 8 号様式)

(8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書 (以下「報告書」という。) に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

3 政務調査費に係る、議会や議員の活動と執行機関の関与 (調査等) についての見解

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

また、政務調査費の執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、あくまでも議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

4 使途基準について

区においては、条例第9条に基づき、規則第6条及び別表で政務調査費を使用する際の使途基準を示している。

また、区議会内においては、「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成19年3月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を議長訓令甲として制定するとともに、平成20年4月に第三者の意見を反映した政務調査費の「使途基準細目」を定めた。さらに、平成22年4月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

さらに、区議会では、平成21年6月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成22年5月設置することとなった。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討し、平成23年5月、平成24年4月、平成25年3月及び平成26年4月には「使途基準細目」を一部改正し、より明確な基準となっている。

以上の経緯を含め、政務調査費の適正な使用については、条例第11条の定めるところにより、議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができるとしており、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。

5 今回の措置請求に関する区の見解

政務調査費は、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会や常設している政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成23年から4年連続して、第三者からの意見を反映させ使途基準細目を改正している。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して継続的に検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、先に述べたとおり議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

今回の措置請求の対象となっている田中議員の平成24年度及び平成23年度の政務調査費に関する措置請求については、条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは、認識していない。

一方、区では、地方自治法の一部改正により、政務調査費から政務活動費に改められるなかで、適正な執行を確保するために、区議会との連携を更に深めていく必要性がある。そのためには、他自治体の動きや判例、また、住民監査請求に対する監査の判断等を考慮し、政務活動費の制度趣旨を踏まえたうえで、区議会が目的としている時代の要請に応えられる使途基準などにも理解を深めることが求められている。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費または政務活動費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

しかし、今回の措置請求書の記載には、提出された報告書に対し不信感を生じさせる点が指摘されていることから、この点については、議員個人の自己検査や議長の調査権の中で正否を明らかにすることを望むものである。

平成 26 年 5 月 22 日

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長
本橋 正敏

1 政務調査費の法制化の経緯等

政務調査費は、平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会機能の充実強化を図る必要があることから、平成 12 年 5 月 24 日「地方自治法の一部を改正する法律案」として可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（地方自治法第 100 条第 14 項）とされ、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を定めた。

杉並区議会では、条例制定時から出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、また平成 18 年 12 月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行い、以後、使途基準の明確化と透明性の確保を順次図ってきている。

2 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろん

のこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) 自動車の使用について

請求人が指摘する田中議員が計上した駐車料金や高速道路等通行料、ガソリン代については、当該議員からも、それぞれ説明がなされており、使途基準及び同細目に反しない適正な支出と判断できる。

自動車を調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を使途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に調査研究活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費の対象とすることを使途基準細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられる。

(2) タクシー代について

請求人が指摘する田中議員が計上したタクシー利用料については、当該議員からもそれぞれ説明がなされており、使途基準及び同細目に反しない適正な支出と判断できる。

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して使用するものであると認識している。

(3) 人件費について

人件費については、田中議員からの説明にもあるとおり、提出書類の記載内容に不備があるため、返還するとのことである。

(4) 明治大学公共政策大学院の学費について

平成18年11月8日の東京高裁判決で、公共政策大学院の学費に関し、条例及び規則等に直接規定されていないとしても、調査研究に資するための必要な経費に該当し、公共政策大学院へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということができ、当該学費は、調査研究活動に必要な経費に該当すると判断されている。

裁判例は公共政策大学院に関するものであるが、議員にとってより高い政策立案能力や高度の知識が必要となっている現状からも、個人の能力を高めることにつながり、一

般質問等の議員活動を通じて杉並区政に還元されるものと見なせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。

平成23年度に田中議員が計上した明治大学公共政策大学院の23年度後期分の学費については、すでに昨年の監査で認められる判断を受けており、また、田中議員からも半年間は通学・受講していたと説明されていることから、区議会議員としての多忙さゆえに、24年度以降休学し、その後昨年9月に中途退学したという理由をもって、遡及して自ら取り消す訂正処理を行うべきとする請求人の主張には理由がないものとする。

なお、学費に関しては、平成25年度の政務活動費調査検討委員会で検討した結果、平成26年4月からは、公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は2分の1とし（ただし、政務活動費年間交付額の3分の1を限度とする）、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載する。また、カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料を添付することとし、規程を改正している。

26 杉議会第 177 号
平成 26 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

- 1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 92 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

田中ゆうたろう議員の平成 24 年度政務調査費について、請求人が指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

- 2 調査結果について

調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものではなく、おおむね平成 24 年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

なお、一部の支出については、田中議員からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

- 3 請求人の主張に対する見解等

そもそも政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件について行う調査研究のための活動や、区民、民間の団体等との意見交換、区民などに対して行う広報・広聴活動などを言う。また、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性については、調査活動を行う際の手法、スケジュールとの関係、天候など政

務調査活動を取り巻く状況に左右される側面を有するとともに、調査研究活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられており、例えば当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといったことについても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断されるものと解されている。

このように、政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている。

(1) 自動車の使用について

請求人が指摘する田中議員が計上した駐車料金や高速道路等通行料、ガソリン代については、当該議員からも、それぞれ説明がなされており、使途基準及び同細目に反しない適正な支出と判断できる。

自動車を調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を使途基準の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に調査研究活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務調査費の対象とすることを使途基準細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられる。

(2) タクシー代について

請求人が指摘する田中議員が計上したタクシー利用料については、当該議員からもそれぞれ説明がなされており、使途基準及び同細目に反しない適正な支出と判断できる。

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付き添いを必要とする区民の都合、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して使用するものであると認識している。

(3) 人件費について

人件費については、田中議員からの説明にもあるとおり、提出書類の記載内容に不備があるため、返還するとのことである。

(4) 明治大学公共政策大学院の学費について

平成18年11月8日の東京高裁判決で、公共政策大学院の学費に関し、条例及び規則等に直接規定されていないとしても、調査研究に資するための必要な経費に該当し、公共政策大学院へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであるということができ、当該学費は、調査研究活動に必要な経費に該当すると判断されている。

裁判例は公共政策大学院に関するものであるが、議員にとってより高い政策立案能力や高度の知識が必要となっている現状からも、個人の能力を高めることにつながり、一般質問等の議員活動を通じて杉並区政に還元されるものと見なせるものであれば、学校等における授業料についても、区政に関する調査研究に資するための必要な経費として認められるものとして取り扱っている。

平成23年度に田中議員が計上した明治大学公共政策大学院の23年度後期分の学費については、すでに昨年の監査で認められる判断を受けており、また、田中議員からも半年間は通学・受講していたと説明されていることから、区議会議員としての多忙さゆえに、24年度以降休学し、その後昨年9月に中途退学したという理由をもって、遡及して自ら取り消す訂正処理を行うべきとする請求人の主張には理由がないものとする。

なお、学費に関しては、平成25年度の政務活動費調査検討委員会で検討した結果、平成26年4月からは、公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は2分の1とし（ただし、政務活動費年間交付額の3分の1を限度とする）、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載する。また、カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料を添付することとし、規程を改正している。

4 議員からの説明

(1) 駐車料金について

区民意見聴取・区民相談・施設（公園等を含む）視察・文化財視察・政策作成の為の調査研究・他自治体行政調査研究等の調査研究は、相手先や関係者の都合に合わせて、種々の時間と場所で行われる。例として挙げられているものについては下記の通り。

4/25 新宿歌舞伎町1丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての意見を聴取したものである。内容は区政にかかわるものである。

5/4 新宿歌舞伎町2丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての相談に応じたものである。内容は区政にかかわるものである。

6/10 区民の都合で沼袋駅前・夜間となったものである。

7/24 区民の都合で沼袋駅前・夜間となったものである。

- 〃 区民の都合で王子駅前・深夜となったものである。
- 12/19 区民の都合で池袋駅構内・夜間から早朝となったものである。
- 1/21 区民の都合で中野区中央4丁目・夕方から深夜となったものである。
- 2/13 区民の都合で品川プリンスホテル付近での面談となり、時間帯についても夜間から早朝となったものである。区民としての相談に応じたものである。内容は区政にかかわるものである。措置請求の内容は請求人の根拠なき想像に過ぎない。
- 2/19 区民の都合で夜間から深夜となったものである。

- 6/27 浅草公会堂の設備機構を、杉並区施設との比較のため視察したものである。
 - 〃 座・高円寺の設備機構を、杉並区の文化施策立案のため視察したものである。
 - 〃 新宿歌舞伎町1丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての相談に応じたものである。内容は区政にかかわるものである。
- 11/29 区民の都合で夕方から夜間となったものである。
 - 〃 夜間にも散策に供されている大宮八幡宮参道の鳥居、石畳、門等の文化財を視察したものである。
- 11/30 区民の都合で昼前後となったものである。
 - 〃 視察同行区民の都合で夜間、江戸東京博物館の管理状況、防犯状況、周辺の交通状況等を現地調査したものである。
- 12/13 区民の都合で夕方から夜間となったものである。
 - 〃 政策作成の為に調査研究を補助してもらっている学生の都合で夜間となったものである。

- 9/12 視察同行区民の都合で夜間、杉並区の公園施策検討のため、夢の島公園の管理状況、防犯状況、周辺の交通状況等を現地調査したものである。
- 12/27 視察同行区民の都合で年末・夜間、杉並区の文化財行政研究のため、当該時間帯にも散策に供されている上野公園内の歴史的建造物等の安全管理状況などを、台東区文化財指定・未指定等実態も含め現地調査したものである。

(2) 高速道路等通行料について

当区政策研究のために必要な他自治体への視察は、当区からの距離如何にかかわらず行われる。区民意見聴取も同様である。例として挙げられているものについては下記の通り。

- 6/26 杉並区立公園との比較のため、芝公園を現地調査したものである。
- 8/29 熱海市役所内で、同市に関係する民事訴訟に関する区民会合が行われたもので、熱海市在勤の杉並区民からの意見を聴取したため。
 - 〃 伊豆市役所で同市職員に同市文化行政について教示を請うたものである。
- 9/12 港区役所内で同区職員に同区政について教示を請うたものである。

10/28 杉並区寺院境内の文化財との比較分析の為、川越市長喜院境内の建造物・彫刻等について、川越市文化財指定・未指定等実態も含め現地調査したものである。併せて、川越市の観光行政についても現地視察した。

11/6 芝公園付近に勤務する杉並区民の意見を聴取したものである。

(3) タクシー利用料について

措置請求の内容はすべて根拠なき想像であり、全く当たらず、事実は収支報告書に記載の通りである。

和田は近所付き合いある区民が多く、必然的に和田在住区民宅を到着先として、その意見を聴取してから自宅に徒歩で戻る例が多くなったものである。聴取内容は和田の防災や河川、道路、緑地、保育・高齢者施設等、すべて区政にかかわるものである。

(4) ガソリン代について

措置請求の内容はすべて根拠なき想像であり、事実は収支報告書に記載の通りである。習志野市在学の区民の意見を聴取するため、在学先に車で出向いたものである。

(5) 人件費について

措置請求の内容は不当であるが、当方の提出書類の記載内容に不備があり、返還する。

(6) 明治大学公共政策大学院学費について

大学院は諸事情により 2012 年 4 月 1 日休学の上、2013 年 9 月 19 日中途退学したが、受講やゼミ参加のため休学前は 20 日以上、休学後も随時通学し、自身の政策研究に資していた。

26 杉議会第 205 号
平成 26 年 5 月 29 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

平成 26 年 5 月 13 日付 26 杉監査第 92 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施し、平成 26 年 5 月 22 日付 26 杉議会第 177 号により回答したが、議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、使途基準、その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該議員の意向により計上した支出を取り消したが、控除されているものである。

2 平成 24 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、平成 26 年 5 月 27 日付で議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

● 田中ゆうたろう議員

【誤記控除】

10 月 21 日 事務補助費	人件費	10,000
--------------------	-----	--------

26 杉議会第 249 号
平成 26 年 6 月 10 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る再調査について（回答）

平成 26 年 6 月 4 日付 26 杉監査第 161 号の再調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した結果、田中ゆうたろう議員から下記再調査項目に対する説明があった。

記

1 再調査項目

(1) 駐車場使用料に係る措置請求（措置請求書 2～3 ページ）について

区民勤務先、区民会合先等における深夜に及ぶ長時間の区民意見聴取、区民相談等の状況とその必要性・妥当性を具体的に説明してください。

(2) タクシー料に係る措置請求（措置請求書 4～5 ページ）について

区民意見聴取という目的で、出先から自宅のある和田地域へタクシーで移動することの必要性・妥当性を具体的に説明してください。

2 再調査結果について

上記 1 の (1) 駐車場使用料に関する深夜に及ぶ長時間の区民意見聴取、区民相談等については、田中議員の説明によれば、他区に在勤・在学等の区民の希望に応じ、区民の都合に合わせた場所や時間帯で行い、かつ相談内容も多岐、膨大、詳細に渡ったことにより長時間に及んだという説明がなされており、駐車料金の支出については不適切とする理由はないと考える。

また、上記 1 の (2) タクシー料に関する出先から自宅のある和田地域へのタクシー

移動については、田中議員の説明によれば、和田地域に移動する直前まで別の仕事に追われており、移動時間が限られていたことや意見聴取に必要な資料を大量に区民宅に持ち運ばなければならなかったことから、タクシーで移動せざるを得なかったという説明がなされており、タクシー料金の支出については不適切とする理由はないと考える。

●田中議員からの説明

次の項目について、下線部の説明を追加した。

1. 駐車料金について

区民意見聴取・区民相談・施設（公園等を含む）視察・文化財視察・政策作成の為の調査研究・他自治体行政調査研究等の調査研究は、相手先や関係者の都合に合わせて、種々の時間と場所で行われる。例として挙げられているものについては下記の通り。

4/25 新宿歌舞伎町1丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての意見を聴取したものである。内容は区政にかかわるものである。（新宿区に夜勤の区民 防災・防犯施策に関する陳情）

※ 区民は当該飲食店経営者でもあり、深夜勤務時間内の時間の融通はきく状況にあった。かつこの日の深夜勤務時間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

5/4 新宿歌舞伎町2丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての相談に応じたものである。内容は区政にかかわるものである。（新宿区に夜勤の区民 高齢者施策に関する陳情）

※ 区民は当該飲食店経営者でもあり、深夜勤務時間内の時間の融通はきく状況にあった。かつこの日の深夜勤務時間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

6/10 区民の都合で沼袋駅前・夜間となったものである。（中野区に実家がある区民 子育て施策に関する陳情）

※ この日の夜間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

7/24 区民の都合で沼袋駅前・夜間となったものである。（中野区に友人宅がある区民 緑地施策に関する陳情）

※ この日の夜間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

〃 区民の都合で王子駅前・深夜となったものである。（北区に夜勤の区民 障害者施策

に関する陳情)

※ この日の深夜以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。

12/19 区民の都合で池袋駅構内・夜間から早朝となったものである。(豊島区に実家がある区民 小中一貫教育に関する陳情)

※ この日の夜間から早朝にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

1/21 区民の都合で中野区中央4丁目・夕方から深夜となったものである。(中野区に実家がある区民 生活保護に関する陳情)

※ この日の夕方から深夜にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

2/13 区民の都合で品川プリンスホテル付近での面談となり、時間帯についても夜間から早朝となったものである。区民としての相談に応じたものである。内容は区政にかかわるものである。(品川区に在学の区民 学校給食・空き家対策・荻窪まちづくり・文化芸術奨励施策に関する陳情)

※ この日の夜間から早朝にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。措置請求の内容は請求人の根拠なき想像に過ぎない。

2/19 区民の都合で夜間から深夜となったものである。(阿佐ヶ谷南1丁目在住区民 日本語教育に関する陳情)

※ この日の夜間から深夜にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

6/27 浅草公会堂の設備機構を、杉並区施設との比較のため視察したものである。

〃 座・高円寺の設備機構を、杉並区の文化施策立案のため視察したものである。

〃 新宿歌舞伎町1丁目の飲食店に区民が接客業勤務。勤務は深夜に及び、その時間帯に職場を訪問して、区民としての相談に応じたものである。内容は区政にかかわるものである。(新宿区に夜勤の区民 区立施設老朽化に関する陳情)

※ 区民は当該飲食店経営者でもあり、深夜勤務時間内での時間の融通はきく状況にあった。かつこの日の深夜勤務時間以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。

11/29 区民の都合で夕方から夜間となったものである。(中野区寄りに在住の区民 就労支援に関する陳情)

※ この日の夕方から夜間にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。

〃 夜間にも散策に供されている大宮八幡宮参道の鳥居、石畳、門等の文化財を視察したものである。

11/30 区民の都合で昼前後となったものである。(成田東1丁目に在住の区民 情報弱者に関する陳情)

※ この日の昼前後以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。陳情内容は多岐、膨大、詳細にわたったため、記載の時間を要したものである。

〃 視察同行区民の都合で夜間、江戸東京博物館の管理状況、防犯状況、周辺の交通状況等を現地調査したものである。

12/13 区民の都合で夕方から夜間となったものである。(豊島区に活動拠点を置く区民税・区道に関する陳情)

※ この日の夕方から夜間にかけて以外の時間帯は区民の都合により会えないとのことであったので、区民の希望に応じ、記載の時間帯での意見聴取となったものである。

〃 政策作成の為の調査研究を補助してもらっている学生の都合で夜間となったものである。

9/12 視察同行区民の都合で夜間、杉並区の公園施策検討のため、夢の島公園の管理状況、防犯状況、周辺の交通状況等を現地調査したものである。

12/27 視察同行区民の都合で年末・夜間、杉並区の文化財行政研究のため、当該時間帯にも散策に供されている上野公園内の歴史的建造物等の安全管理状況などを、台東区文化財指定・未指定等実態も含め現地調査したものである。

2. タクシー利用料について

措置請求の内容はすべて根拠なき想像であり、全く当たらず、事実は収支報告書に記載の通りである。

和田は近所付き合いある区民が多く、必然的に和田在住区民宅を到着先として、その意見を聴取してから自宅に徒歩で戻る例が多くなったものである。聴取内容は和田の防災や河川、道路、緑地、保育・高齢者施設等、すべて区政にかかわるものである。

4/28 和田1丁目在住区民 和田地域防災無線・みどりに関する意見聴取

5/2 和田1丁目在住区民 区道・都道に関する意見聴取

5/3 和田1丁目在住区民 ゴミ対策・蜂対策に関する意見聴取

5/6 和田1丁目在住区民 区道・公園整備に関する意見聴取

5/9 和田1丁目在住区民 家庭内暴力に関する意見聴取

5/14 和田1丁目在住区民 待機児童問題に関する意見聴取

〃 和田1丁目在住区民 議場における国旗掲揚に関する意見聴取

6/6 和田2丁目在住区民 防災デジタル無線に関する意見聴取

6/13 和田2丁目在住区民 がん検診に関する意見聴取

6/19 和田1丁目在住区民 商店街振興施策・荻窪まちづくりに関する意見聴取

6/21 和田2丁目在住区民 区内在住外国人留学生・区民税に関する意見聴取

6/23 和田1丁目在住区民 公園整備・公衆便所に関する意見聴取
7/17 和田1丁目在住区民 町会自治会に関する意見聴取
// 和田3丁目在住区民 蚕糸の森公園周辺街灯に関する意見聴取
// 和田1丁目在住区民 区内産業振興・就労支援に関する意見聴取
8/12 和田2丁目在住区民 ニート・引きこもり対策に関する意見聴取
// 和田2丁目在住区民 河川整備・景観保全に関する意見聴取
8/13 和田2丁目在住区民 憲法改正・アニメ施策に関する意見聴取
8/15 和田2丁目在住区民 学校開放・部活動に関する意見聴取
// 和田2丁目在住区民 区内文化財保護に関する意見聴取
8/16 和田1丁目在住区民 介護・医療に関する意見聴取
// 和田1丁目在住区民 大気汚染・区立施設再編整備及び使用料に関する意見聴取
8/23 和田1丁目在住区民 放射性物質に関する意見聴取
9/3 和田1丁目在住区民 英語教育・武道教育に関する意見聴取
// 和田1丁目在住区民 区民税・入湯税に関する意見聴取
9/4 和田1丁目在住区民 区内病院に関する意見聴取
9/5 和田1丁目在住区民 性的少数者・男女共同参画に関する意見聴取
9/7 和田2丁目在住区民 自衛隊募集に関する意見聴取
10/27 和田1丁目在住区民 杉並保健所施設に関する意見聴取
12/8 和田2丁目在住区民 すぎなみ祭りに関する意見聴取
12/11 和田1丁目在住区民 高齢者施策に関する意見聴取
12/11 和田1丁目在住区民 教育委員会制度に関する意見聴取
12/12 和田1丁目在住区民 区道・都道整備に関する意見聴取
12/14 和田1丁目在住区民 区長の政治姿勢に関する意見聴取
1/9 和田1丁目在住区民 和田のまちづくりに関する意見聴取
1/25 和田1丁目在住区民 環境教育・震災救援所に関する意見聴取
1/26 和田1丁目在住区民 学童保育・防犯に関する意見聴取
1/28 和田1丁目在住区民 カラス対策に関する意見聴取
2/1 和田2丁目在住区民 景観・日照権に関する意見聴取
// 和田1丁目在住区民 待機児童・神田川に関する意見聴取
// 和田1丁目在住区民 女性の社会進出支援に関する意見聴取
2/4 和田2丁目在住区民 区内観光に関する意見聴取
2/6 和田2丁目在住区民 下水道に関する意見聴取
2/12 和田1丁目在住区民 地域医療に関する意見聴取
2/13 和田2丁目在住区民 消防団支援に関する意見聴取
2/20 和田1丁目在住区民 みどりに関する意見聴取
3/2 和田1丁目在住区民 高齢者・障害者に関する意見聴取
// 和田2丁目在住区民 地震対策に関する意見聴取
3/4 和田2丁目在住区民 商店街支援に関する意見聴取
3/5 和田2丁目在住区民 環七地下調節池に関する意見聴取

3/6 和田 2 丁目在住区民 高円寺阿波おどりに関する意見聴取

// 和田 1 丁目在住区民 待機児童に関する意見聴取

3/17 和田 1 丁目在住区民 区民農園・高齢者施策・区政相談に関する意見聴取

3/18 和田 1 丁目在住区民 公園整備に関する意見聴取

3/23 和田 1 丁目在住区民 防災・防犯に関する意見聴取

3/24 和田 1 丁目在住区民 保護司サポートセンターに関する意見聴取

3/28 和田 2 丁目在住区民 防災教育に関する意見聴取

3/30 和田 1 丁目在住区民 南北バス・杉並公会堂・杉並芸術会館に関する意見聴取

※ 上記はすべて、和田地域に移動する直前まで別の仕事に追われており、移動時間が限られていたことと、意見聴取に必要な資料を大量に区民宅に持ち運ばなければならなかったことから、タクシーで移動せざるを得なかったものである。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月21日条例第31号 平成15年4月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成20年条例28号〕

(交付対象)

第2条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員（次条第1項の届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（そ

の日は杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の10日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

（使途基準）

第9条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号〕

（議長の調査）

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

一部改正〔平成18年条例44号〕

（政務調査費の返還）

第12条 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年6月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月11日条例第44号）

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項に規定する届出は、会派に係る政務調査費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項に規定する届出は、議員に係る政務調査費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項に規定する通知は、政務調査費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項に規定する通知は、政務調査費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条に規定する通知は、政務調査費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項に規定する請求は、政務調査費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(使途基準)

第6条 条例第9条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(政務調査費出納簿)

第7条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務調査費出納簿（第7号様式）によるものとする。

(返還命令書)

第8条 条例第12条に規定する返還の命令は、政務調査費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号〕

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

政務調査費使途基準

科目	内容
調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)

	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
会議費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
	2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
広報費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
事務費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
人件費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

注 括弧内は例示

一部改正〔平成19年規則48号〕

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号
平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号。以下「規則」という。）に定める政務調査費の取扱いについて、地方自治法第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- (6) 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務調査の目的に合致しない経費

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。

3 規則第6条の用途基準の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務調査活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務調査費により支出する場合は、政務調査交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の届出を行った議員は、政務調査費を次に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務調査費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が3万円以下の場合を除く、先進地調査若しくは現地調査又は研修会若しくは講演会に要する経費 政務調査視察報告書（第3号様式）
- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
- (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月

日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務調査視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則 (平成20年4月1日議長訓令甲第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

政務調査費使途基準細目

科目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする(ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする) ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間(行き先)や目的(出張内容)等を補記した利用明細(履歴)をもって、「政務調査交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は月額20,000円とする(ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する)
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会又は講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○細目なし
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○切手を購入する場合は、科目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し

	<p>管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</p> <p>○切手を購入する場合は、科目を問わず、議員1人あたり年額100,000円を超えることはできない</p> <p>○インターネット接続料については、実態に則して按分する</p> <p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="443 645 999 891"> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする</p>	携帯電話	1/2	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4								
携帯電話	1/2																
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4																
事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1" data-bbox="443 1048 1350 1458"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1" data-bbox="443 1615 1350 2020"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$															
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額															

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 150px; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">(自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> </table>			(自宅光熱水費×按分率) ×1/2
		(自宅光熱水費×按分率) ×1/2		
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする 			

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号〕

様式（省略）

資料 4

重 要

政務調査費の支出に関する事務処理について

(平成 24 年度版)

平成 24 年 7 月

区議会事務局

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成24年度分の取扱い

1. 処理方法

本冊子に基づき書類を整えてください。(提出書類は15ページ参照)

2. 提出期限

次のとおり、3回に分けて事務局議会法務担当へ提出してください。

① 『4月分～9月分』 …10月12日(金)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

② 『10月分～1月分』 …2月6日(水)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

③ 『2月分・3月分』 …4月5日(金)まで

※「収支報告書」を含む、すべての書類を提出してください。

★ 条例等に基づき、平成25年5月1日から「収支報告書・出納簿・政務調査視察報告書・広報紙」の4点を閲覧に供し、「領収書・政務調査交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 4月30日までに、すべての書類を閲覧・情報公開できる状態に準備するために期限を3回に分けています。

★ 過去の実績を考慮いたしますと、上記①②の手順を踏まずに③で提出された場合、事務局で内容を確認できないケースも起こり得ますので、あらかじめご了承ください。

目 次

1 使途基準・使途基準細目	
(1) 政務調査費として支出できない経費	1
(2) 使途基準・使途基準細目	1
※科目ごとの「使途基準・留意事項・参考判例」など	
《調査研究費》	2・3
《研修費》	4
《会議費》	5
《資料作成費》	6
《資料購入費》	6
《広報費》	7
《事務費》	8・9
《事務所費》	10・11
《人件費》	12
2 領収書その他の証拠書類の扱い	
(1) あて名の取扱い	13
(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて	13
(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い	14
3 提出書類	15
4 書類作成上の留意事項(様式を定めているもの)	
(1) 「政務調査費収支報告書」	16
(2) 「出納簿」	16・17
(3) 「領収書等貼付用紙」	17・18
(4) 「政務調査交通費記録簿」	18・19
(5) 「政務調査視察報告書」	20

提出書類の記載例・参考資料

収支報告書、出納簿、領収書等貼付用紙、政務調査交通費記録簿、政務調査視察報告書、
(参考)備品台帳、(参考)政務調査活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

1 使途基準・使途基準細目

(1) 政務調査費として支出できない経費

政務調査費の取扱いに関する規程で、次の①～⑨に該当する経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものと規定しています。

- ①選挙活動に関する経費
- ②政党活動に関する経費
- ③後援会活動に関する経費
- ④交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- ⑤飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- ⑥政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- ⑦日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- ⑧自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- ⑨その他政務調査の目的に合致しない経費

なお、区政に関する調査研究に資するために必要な経費と、上記①～⑨の経費が混在する場合は、区政に関する調査研究に資する経費相当分を区分して、政務調査費を支出しなければなりません。

(2) 使途基準・使途基準細目

各支出科目の使途基準細目、支出にあたっての留意事項、判例等を掲載しています。

調査研究費.....	2・3ページ
研修費.....	4ページ
会議費.....	5ページ
資料作成費.....	6ページ
資料購入費.....	6ページ
広報費.....	7ページ
事務費.....	8・9ページ
事務所費.....	10・11ページ
人件費.....	12ページ

《調査研究費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費（調査委託費、宿泊費、交通費） 2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（宿泊費、交通費）
使途基準細目	○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1 / 2とする ○ ガソリン代の支出割合の上限は1 / 2とする （ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務調査交通費記録簿」に代えることができる ○ <u>タクシー利用額の上限は月額20,000円とする</u> <u>（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）</u>

◆支出にあたっての留意事項

【視察経費】

- ・ 宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの地方視察・研修参加経費については、視察報告書の添付が必要です。

☆視察報告書の記載について（20ページ参照）

- ※ 「3万円を超える」とは、往復の鉄道運賃や航空運賃などをさすものであり、視察先でのタクシー代やレンタカー代などは含みません。
- ・ 視察報告書は調査研究の実質、区政との関連性がわかるように記載します。

【日常の交通費】 ☆交通費記録簿の記載について（18～19ページ参照）

- ・ 交通費記録簿の備考欄には、必ず「出張内容」を記載します。
- ・ **タクシー利用額の上限は月額20,000円です。ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用することとします。（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）**

【月極駐車場代】

- ・ 「賃貸借契約書」がある場合は、その「写し」を提出します。

【駐車（駐輪）料金・有料道路料金】

- ・ 領収書等貼付用紙の備考欄に「出張先」「出張内容」「利用区間（有料道路の場合）」を記載します。

【スイカ・パスモ等のチャージ料】

- ・ スイカ・パスモ等のチャージ料の計上については、住民監査結果を踏まえて、政務調査費調査検討委員会で検討した結果、平成23年度分（平成23年5月分）から廃止しました。

スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通費実費額を「政務調査交通費記録簿」に記載するか、または、利用明細（履歴）※1を「領収書等貼付用紙」に添付し、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記します。

※1 利用明細（履歴）に関する注意事項

【スイカ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大50件まで印字可能です。
（1日の利用回数が、21回以上の場合、一部印字できない場合あり）
一度印字された履歴は、再印字できません。また、利用日から26週間を超えた履歴は印字できません。

【パスモ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大20件まで印字可能です。
（一部の鉄道事業者では、直近の100件までの印字が可能）

※ バスを利用した場合は、スイカ・パスモともに「バスの事業者名」しか印字されません。

◆ 《参考》 最近の判例（視察等の調査研究活動）

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《研修費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費) 2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
使途基準細目	○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ <u>宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会又は講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</u>

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

- ・ 参加の主たる目的が「区政に関する調査研究に資すること」の場合に支出できます。
 ※政党活動・後援会活動等が含まれる場合は按分が必要です。
 ※他の参加者との情報交換が調査研究に有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。
- ・ **宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に参加した研修会や講演会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等を記載します。また、可能な限り資料やレジュメを添付します。**

(平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行)

【講師謝礼】

- ・ 適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

◆《参考》最近の判例（催しへの参加費・年会費）

- × △△党全国連合内自治体議員団全国会議の会費、衆議院議員を中心に集まった△△県内の若手議員等の会の会費・年会費、特別養護老人ホーム研修会負担金、商工会議所青年部総会参加費、△△地区体育文化交流センター落成祝賀会の会費
- 地方議員政策研究集会、原水爆禁止△△市民会議、全国都市問題会議、地域政策セミナー、人材育成セミナー
 《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》
- × △△連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費
 《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》
- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム
 《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《会議費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費) 2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
使途基準細目	○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する

◆ 支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 会議の目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借り上げ】

- ・ 会議の内容に政務調査活動以外のものが含まれていないかに留意します。

◆ 《参考》最近の判例（会議の内容・会議の茶菓代）

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて（あるいは加えて）、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決（平成16年9月15日）》

《資料作成費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
使途基準細目	○ 細目なし

《資料購入費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
使途基準細目	○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う

◆ 支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

- ・ タイトル・資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」かを記載します。

【定期購読】

- ・ 1年を超える購読料は支出できません。

◆ 《参考》最近の判例（書籍等の購入）

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といえることができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代（りんごニュース）については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件使途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

《広報費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
使途基準細目	○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○ 切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【区政報告の提出】

- ・ 発行に要する経費を支出した号の原本を提出します。
※封筒を印刷した場合は封筒も提出します。

【区政報告の内容】

- ・ 調査研究活動や政策広報活動を掲載できます。
※調査研究に直接用いられる経費だけでなく、調査研究に有益なもの(間接的な経費)にも支出できると考えられているため、区民からのフィードバックを目的とする内容等も含まれます。
- ・ 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。
※紙面に占める面積の割合での按分が合理的です。
※当該号発行に要するすべての経費を按分します。

【郵送用切手の購入】

- ・ 不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定しています。
※日常の通信用に使用する切手も含めて(科目を問わず)、議員一人あたりの上限額は100,000円です。
- ・ 領収書のほか、広報活動等に使用したことが類推できる説明や証拠資料が必要です。
※簡単に換金可能な点に留意します。
※安価な「郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。
場合によっては、説明も必要です。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。(換金可能な点に留意)

【ホームページの運用管理経費】

- サイトに政務調査活動以外の内容が含まれる場合は按分が必要です。
※合理的な区分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

◆《参考》最近の判例(広報費に該当する内容・該当しない内容)

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。
《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。
《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面1ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成20年9月5日)》

《事務費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)								
使途基準細目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない ○ インターネット接続料については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所用）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> ○ 政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする 	携帯電話	1 / 2	固定電話（事務所用）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4
携帯電話	1 / 2								
固定電話（事務所用）	1 / 2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4								

◆支出にあたっての留意事項

【事務用品や備品の購入】

- ・ 物品等の按分については、合理的な説明が必要です。監査は次のように指摘しています。
「他の用途との併用が社会通念から見て一般的な物品等についての按分割合の基準を2分の1と設定し、支出の妥当性を判断することとする。ただし、他の用途で使用しないことや2分の1を超える按分割合で計上していることについて、合理的な説明がなされている場合は、その支出を妥当なものとして判断することが適当である。」

※所得税法で定める耐用年数は、パソコン4年、デジカメ5年、携帯電話機6年。
※5万円以上の物品を備品と定義しているが、5万円未満の物品購入の場合も留意します。
※次ページ「《参考》物品等の耐用年数」参照。

- ・ 購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意します。また、耐用年数内に再度備品を購入する場合には、合理的な説明が必要です。
- ・ 備品台帳については、従来どおり各自で作成し管理します。（様式自由）
ただし、備品については、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、備品台帳の写しを議長に提出することとします。また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとします。

（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）

【ポイント制度を導入する家電量販店等の小売店での購入】

- ・ 購入により発生したポイント相当額を控除して計上します。

※購入により発生したポイントが「領収書（レシート）によって確認できる場合」に適用されま
す。

- ・ 政務調査費による購入の際に貯めていたポイントを使用した場合には、そのポイント相当額は
現金による支払と同様に扱い、政務調査費として支出可能です。

【郵送用切手の購入】

- ・ 切手の購入については、P. 7を参照。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキの購入については、P. 7を参照。

【携帯電話料金】

- ・ 議員本人分の料金が確認できる書類等が必要です。

※領収書の金額が…

- ・ 議員本人分のみの場合＝本人が使用する1回線分ということが確認できるように説明しま
す。
- ・ 家族利用分も含む場合＝議員本人分の料金が確認できるように説明します。

◆《参考》最近の判例（物品購入時等の按分、通信料の按分）

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2
分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。
※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金（合理的
に案分すると2分の1）、政務調査以外の議員活動の電話料金（4分の1）が含まれていると推
認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

◆《参考》物品等の耐用年数

所得税法で定める主な器具及び備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

（所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数表の一部を抜粋）

- ・ 「事務机、事務いす及びキャビネット」のうち「主として金属製のもの」（15年）、「そ
の他のもの」（8年）
- ・ 「ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器」（5年）
- ・ 「パソコン（サーバー用のものを除く）」（4年）、「その他の電子計算機」（5年）
- ・ 「複写機、計算機（電子計算機を除く）」（5年）
- ・ 「テレタイプライター及びファクシミリ」（5年）
- ・ 「電話設備その他の通信機器」
 - …ア「デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備」（6年）
 - …イ「上記ア以外の電話設備その他の通信機器」（10年）
- ・ 「カメラ」（5年）

《事務所費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)	
使途基準細目	○ 事務所賃借料について	
	自己所有	計上できない
	賃借	事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2
	※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう	
	※ 個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする	
	○ 事務所光熱水費について	
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2
	賃借	事務所専用 事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2

◆支出にあたっての留意事項

【事務所の賃料】

- ・ 「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。
- ・ 個人(一人会派を含む)で契約する物件の場合、支出上限は月額50,000円です。
 ※ 「事務所専用で月額賃料が15万円の物件を個人で賃借する場合」
 (個人または一人会派で交付を受けている場合)
 …規定による1/2按分後の金額は75,000円ですが、支出できる額は50,000円となります。
- ※ 「自宅が賃借物件(月額賃料が15万円)で、議員事務所と兼用の場合」
 (自宅面積に占める議員事務所使用部分の割合が1/5の場合)
 …面積割合により1/5を乗じ、さらに1/2按分後の金額15,000円を支出できます。
 ★面積割合を示す書類(図面)を提出します。

★自身が代表を務める会社事務所の所有者が議員自身の場合も自己所有とみなし支出できません。

【事務所の光熱水費】

- ・ 自身が代表を務める会社事務所または自宅の一部を議員事務所として使用している場合は、使用部分の面積割合に応じて経費を按分して支出します。
 - ※使用場所が賃貸物件であるか否かは問いません。
 - ※面積割合を示す書類（図面）を提出します。

◆《参考》最近の判例（事務所の賃料・光熱費）

調査研究活動に資するためのもとの後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料（賃料）の金額（月額5万5000円）にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

《人件費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)
使途基準細目	○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員一人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金】

- ・ 政務調査活動の補助として雇用するため按分は不要です。

※勤務内容は「政務調査活動の補助」である旨を示すため、勤務の実情を示す書類を提出し、その中で具体的に説明します。

(例. 来客対応→「区民相談対応・要望整理」等、書類整理→「〇〇調査の書類作成補助」等)

※区政報告やホームページに関連する業務に従事した勤務日の賃金については、当該発行号等の他の経費支出時と同じ按分率を適用します。

※一定期間内で区政報告の集中的なポストイングが必要な場合、一時期に多人数のアルバイトを雇い、賃金を「広報費」で支出しても、人件費で規定する支出上限（議員一人あたり月額5万円）が適用されます。

※勤務日数が定期的な場合（ex. 毎週月～金の午前9時～午後3時など）は、政務調査活動のみとは捉えられない恐れがあるため、注意が必要です。

◆《参考》最近の判例（補助職員の雇用）

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っていることから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める使途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決（平成20年3月24日）》

勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうち2分の1と認めるのが相当。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) あて名の取扱い

①手書き領収書の場合

手書き領収書の場合は、あて名が記載されていることが一般的なため、原則としてあて名の記載が必要です。

- ・ あて名が未記載のものは、不可とします。
- ・ あて名が上様書きのものも、不可とします。

②レジスター等の機器で印字された領収書の場合

平成20年度分の監査の判断でも、小売店やコンビニエンスストアなどのレジスターから出力されたものについては、あて名が未記載の領収書であってもそのまま受領することは妥当であると判断されています。但し、次の事項にご注意ください。

- ・ 「発行者、日付、取引内容、金額」が明記されていることを前提としています。（タクシー、有料道路、パーキング、小売店等）
 - ・ 領収書の金額が5万円以上の場合は、あらためてあて名を明記した領収書の発行を求めるか、あて名欄にあて名の記載を求めることとします。（平成21年度の政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項です。）
 - ・ 領収書は、どんなに大きくても折り畳むなどそのまま添付します。
- ※ 劣化する恐れのある領収書については、原本とともにコピーも貼付するか、または発行者・金額・日付・内容などを補記します。

③あて名が議員本人ではない場合

原則として議員本人名義以外の領収書は無効です。

公共料金の契約者が配偶者等であるために領収書が配偶者等の名義となっているケースなどについては、早期に本人名義の契約に変更します。（平成22年度政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項）

ただし、自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費・通信費のように、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、次のように取り扱います。

- ・ 領収書のあて名が「配偶者」の場合は、①領収書原本 ②あて名が配偶者であることについての説明 ③配偶者が発行する証明書 の3点が必要になります。

(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて

① 光熱水費や電話料金を口座振替やクレジットカードで支払っている場合

原則領収書原本の提出が必要ですが、紛失等やむを得ない合理的な事情があると認められる場合は、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い

インターネット接続料等が該当しますので、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

3 提出書類

- (1) 「政務調査費収支報告書」→16ページ参照
- (2) 「出納簿」→16・17ページ参照
- (3) 「領収書その他の証拠書類（領収書等貼付用紙に貼付または別紙添付）」

なお、次の経費を支出する場合は、以下の書類を提出します。

- ①交通費…「政務調査交通費記録簿」→18・19ページ参照
- ②宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの調査・研修会・講演会の経費…「政務調査視察報告書」→20ページ参照
- ③広報紙発行に要する経費…「広報紙」
- ④備品の購入に要する経費…「備品台帳の写し」
※参考様式の「備品台帳」か、同台帳の記載事項を満たしている書類等を提出します。
- ⑤補助職員の賃金等…次のA・Bのとおり、勤務の実情を証明する書類
 - A 議員活動全般を補助する職員（議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員）の場合
「雇用契約書の写し」
 - B 区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員（特定の調査研究活動の補助を行うために雇用する職員）の場合
「氏名、住所、生年月日、勤務日・時間、勤務内容、時給（日給）が確認できる書類」
※参考様式の「政務調査活動補助職員勤務報告書」か、同報告書の記載事項を満たしている書類等を提出します。
- ⑥事務所の賃料…次のとおり、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - A 事務所専用の物件を賃借する場合
「事務所の賃貸借契約書の写し」
 - B 自宅と兼用の場合…次のaまたはbの書類
 - a 「自宅の賃貸借契約書の写し」
 - b 「賃貸人、支払先、物件所在地、賃料、図面・写真等が確認できる書類」
- ★ 「自宅等、他の用途と兼用している事務所の賃料・光熱水費」を支出する場合、事務所使用部分の面積等を考慮した按分が規定されているため、上記の書類とあわせて「面積割合を示す書類」も提出します。
※10・11ページ「◆支出にあたっての留意事項」を参照。

4 書類作成上の留意事項 (様式を定めているもの)

(1) 「政務調査費収支報告書」 ※提出必須書類

原本を提出しますので、写しを平成30年4月30日が過ぎるまで保存します。

なお「収支報告書出納簿入力フォーマット(Excelファイル)」は、平成23年度と共通です。

①日付

- ・事務局への提出日を記載します。

②議員名

- ・政務調査費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記載します。
- ・議員個人で受けている場合は「議員氏名」を記載します。

③備考欄

- ・科目ごとに「主な支出内容」を記載します。

(2) 「出納簿」 ※提出必須書類

写しは平成30年4月30日が過ぎるまで保存します。

①日付

- ・入出金があった日を記載します。(領収書の日付、口座振替日など)

《参考》平成24年度分政務調査費の振り込み日

4月～6月分=4月10日、7月～9月分=7月10日、

10月～12月分=10月10日、1月～3月分=1月10日

- ・「交通費」は、ひと月単位で当月分の金額をまとめ、「月の末日付」で計上します。

《出納簿記載例》1月31日付 交通費(1月分) ****円

②摘要

- ・支出内容、按分率等を記載します。

※年に複数回支払う場合はいつの分か(*月分、*月*日発行分 等)を記載します。

※主な支出の記載例は次のとおりです。

「物品購入」	= (例) 事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
「資料購入」	= (例) 資料代(世田谷区幼保一体化資料)
「書籍購入」	= (例) 書籍代(住民と歩む協働型社会、地域からつくる子育てネットワーク 他3冊)
「雑誌購入」	= (例) 雑誌代(週間△△経済 10月9日号)
「備品リース」	= (例) コピー機リース料(10月分) 1/2
「賃金」	= (例) 政務調査活動補助職員賃金(10月分 鈴木一郎)
「区政報告発行経費」	= (例) 区政報告印刷代(10月10日発行号) 4/5
	= (例) 区政報告郵送切手代(10月10日発行号) 4/5
「光熱水費」	= (例) 事務所電気料(10月分) 1/4
「電話料金」	= (例) 事務所電話料(10月分 FAXあり) 1/2

「講師謝礼」	= (例) 講師謝礼 (防災・まちづくりに関する勉強会)
「研修等参加費」	= (例) 研修会参加費 (地方議員政策研究研修)
「交通費」	= (例) 交通費 (10月分)
「駐車料金」	= (例) 駐車料 (区民相談)
「有料道路通行料」	= (例) 高速料金 (用賀-御殿場/御殿場市スポーツ施設訪問)
「地方視察経費」	= (例) 宿泊費 (京都市・神戸市視察)

③科目

- ・ 使途基準の各科目の内容・例示経費を確認のうえ選択します。

※ 2～12ページの該当する支出科目の部分を参照。

④整理番号

- ・ 出納簿への記載順 (昇順) で機械的に番号をふります。

※ 「月単位」「年間通し」どちらでも構いません。

(3) 「領収書等貼付用紙」 ※提出必須書類 (領収書等とあわせて)

①出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

※ 貼付した領収書が複数の支出に該当する場合は、枠外でも構いませんので、該当するすべての支出の整理番号を記載します。

②領収書等貼付欄

- ・ サイズが大きい証拠書類等は、折って貼らずに別紙として添付します。

※ その際は、貼付欄に「別紙のとおり」「支出の明細は別紙添付」のように記載します。

- ・ 領収書を複数枚貼る場合は、「他の領収書」と重なったり、「備考欄への記載事項」が隠れないようにします。

※ 重なってしまう場合は貼付用紙を分けて添付します。

③備考欄

- ・ 出納簿に「支出の内容」を書ききれない場合や、次に該当する場合には必ず説明を記載します。
- ・ なお、説明資料がある場合は、貼付用紙の別紙として提出します。

※ 領収書と異なりサイズが大きいため、貼付用紙に貼らずにファイルに綴じます。

【領収書等の金額と出納簿に記載の金額が異なる場合】

* 金額が異なることの説明が必要です。

* 実績では次のケースが該当します。

A 複数購入したうちの一部を計上 (書籍・事務用品の購入等)

《説明記載例》

購入額8,000円のうち、書名1,050円、書名630円、書名840円、書名2,100円の合計4,620円を計上

B 按分による計上 (光熱費、電話料、賃料、備品購入等)

《説明記載例》

- 支払額10,000円×使用面積の割合による按分 $1/4 \times 1/2 = 1,250$ 円計上
- C 発生ポイント分を控除しての計上（家電量販店等ポイント制度導入店での購入）
《説明記載例》
購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上

【領収書・出納簿の記載内容では購入したすべての品名を確認することができない場合】

- * 購入したすべての品名・内訳を記載します。
- * 実績では、事務用品等の消耗品や書籍を購入した場合が該当します。

【その他、政務調査活動との関連性がわかりにくいと思われる場合】

- * 適正な支出であることを示すために説明が必要です。
- * 実績では、次のケースが該当します。
 - ・ 講師謝礼
《説明記載例》10月10日開催の△△勉強会で、「□□□」についての講義を依頼。
 - ・ 施設の入場料や観覧料
《説明記載例》△△に関する調査。
 - ・ 備品購入
《説明記載例》調査研究先での説明に利用するモバイル用。
機器の性質上、政務調査活動以外にも使用できるため、1/2按分して計上。
 - ・ 切手購入
《説明記載例》区政報告(No.123)郵送用。80部送付。
 - ・ ホームページ更新料
《説明記載例》△△ページの更新。ホームページのURL http://****.com

(4) 「政務調査交通費記録簿」 ※交通費を支出する場合に提出

交通費以外の支出は領収書等の貼付や支出の説明用に「領収書等貼付用紙（前ページ（3））」を使用しますが、交通費については領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、日付単位で金額・出張先・経路・出張目的等を記載できる「交通費記録簿」を領収書等貼付用紙の代わりに使用します。

① 全般事項

- ・ 領収書が発行される場合（タクシーや一部の鉄道・バス等の利用時）は、記録簿の裏面に領収書を貼ります。
※領収書の枚数が多い場合は裏面ではなく、他の用紙（様式自由）に別途貼付して提出します。
- ・ なお、「移動に伴う交通費以外の経費」は交通費記録簿ではなく、他の支出と同様に領収書等貼付用紙を使用します。
※ガソリン代、有料道路の通行料、駐車・駐輪料 等が該当します。

② 出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

③ 出張先

- ・ 施設名や団体名等、具体的に記載します。

※地方視察の場合も同様です。

※区民相談等で個人のお宅を訪問する場合は、具体的に所在地・お名前を公表することが好ましくないケースが多々見受けられます。その場合には、利用交通機関・経路が適正であることを示すために「地名・町名」等を記載します。

④利用交通機関

- ・「鉄道」「バス」「タクシー」等に区分して記載します。

⑤経路（出発駅－到着駅）

- ・駅間の移動ではない場合は、「地名・町名・施設名」等を記載します。

※タクシーや一部の鉄道・バスなど、領収書が発行されるものは、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑥備考欄

- ・出張内容を記載します。

《記載例》△△に関する調査、△△会議、△△研修受講、区民相談・意見聴取 等

- ・その他、交通費計上に関する説明等があれば記載します。

⑦視察や研修参加などで、他都市に行った場合

日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京－他都市間の交通費」があります。処理方法等は次のとおりです。

【利用日に乗車券を購入する交通費】

- *該当するケース（実績）

「他都市現地で移動する際」の鉄道・タクシー等の運賃

→タクシー以外は領収書が発行されないケースがほとんどです。

- *処理方法

日常の交通費と同様です。

【乗車券を事前に購入する場合】

- *該当するケース（実績）

「東京－他都市間」の往復のJR運賃・航空運賃（領収書の発行あり）

- *処理方法

乗車券代を支払った日付（領収書の日付）で計上します。

→交通費以外の支出と同様です。領収書等貼付用紙に領収書を貼付し、備考欄に「出張日程・出張先・乗車区間等」を記載します。

※「東京－他都市間」の乗車券等を利用日に購入した場合でも、上記交通費以外の支出と同様の扱いとなります。

※現地での移動交通費もある場合は、備考欄に「現地での移動交通費は**月分交通費記録簿を参照」のように記載します。

(5) 「政務調査視察報告書」

宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの視察等経費を支出する場合に提出します。

① 全般事項

- ・「別途報告書類を作成する場合」は、当視察報告書を表紙にし、作成した書類を添付します。

※報告書の「概要」欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。

- ・複数の議員による視察で「連名で報告書を提出する場合」もすべての参加議員に提出していただく必要があります。

※次のように処理します。

【代表する議員1名】

- ※通常どおり当視察報告書を記載し、作成書類や資料を添付します。

【その他の参加議員】

- ※概要欄以外は通常どおりに、概要欄には「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載してください。資料等の添付も不要です。

※会派で政務調査費を受け取っている場合の会派視察は、会派名で提出します。

② 会派・議員名

- ・政務調査費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「議員名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

- ・当該視察・研修について計上したすべての支出の整理番号を記載します。

④ 実施日

- ・当該出張の期間を記載します。

⑤ 参加者氏名

- ・参加するすべての議員名を記載します。

⑥ 視察先

- ・「訪問先の施設名、担当部署」等と「道府県名や市町村名」を記載します。

※研修の場合は「研修場所（施設名）と道府県名や市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

- ・「何を調べるため（学ぶため）に訪問したのか」を簡潔に記載します。

⑧ 行程

- ・往復の経路について、利用交通機関や利用区間等を記載します。

⑨ 概要

- ・「区政に関する調査研究活動による現地調査(研修)」であることを明確に記載します。

※視察先で入手した資料、研修内容が確認できる資料等がある場合は、写し等を添付します。

【記載例】政務調査費収支報告書

別記様式(第10条関係)

提出日を記入します
※平成25年4月1日～4月30日に提出していただくことになります

平成 25 年 4 月 5 日

杉並区議会議長 あて

政務調査費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

年度を記入します

平成 24 年度政務調査費収支報告書

年度を記入します

平成 24 年度政務調査費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 24 年度政務調査費の収支について報告します。

科目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

24年度の交付額を記入します

1 収 入

政務調査費 1,920,000 円

主な支出内容を記入します
(単位:円)

2 支 出

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	300,000	○○市視察経費 等
研 修 費	50,000	○○研修参加費
会 議 費	10,000	○○会議会場費 等
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	100,000	書籍購入費
広 報 費	700,000	区政報告の作成・郵送費 等
事 務 費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料 等
事 務 所 費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人 件 費	200,000	政務調査活動補助職員賃金
合 計	1,880,000	

「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残 額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

出納簿

【記載例】出納簿

第7号様式(第7条関係)				最初の月はこの欄をすべて「0円」に、次月以降は前ページの「次葉繰越 累計」欄の金額を記載します ※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます		
年	月	日		受	払	残
24	7	1	前葉繰			
		2	事務用品代(品名)		事務費 1	
		2	書籍代(書籍名)		資料購入費 2	
		3	事務所電話代(***・5月分) / NTT 東日本		事務費 3	
		3	事務所電話代(***・5月分) / NTT ミニケーションズ		事務費 4	
		5	事務所電気料(***・5月分)		事務所費 5	
		7	事務所賃料(***・8月分)		事務所費 6	
		9	〇〇市視察交通費(東京-〇〇間往復乗車券)		調査研究費	
		10	政務調査費(7月~9月分)			
		10	携帯電話料金(***・5月分)		事務費 8	
		12	ガソリン代(50%)		調査研究費 9	
		15	〇〇市視察宿泊費		調査研究費 10	
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)		調査研究費 11	
		20	印刷代(***・区政報告00月00日発行分)		広報費 12	
		21	郵送料(***・区政報告00月00日発行分等)		事務費 13	
		22	研修参加費(〇〇研修)		研修費 14	
		25	インターネット接続料(***・6月分)		事務費 15	
		31	交通費(7月分)		調査研究費 16	
		31	交通費(7月分)		研修費 17	
		31	政務調査活動補助職員賃金(7月分)		人件費 18	
			整理番号は、その支出に関する提出書類(領収書等貼付用紙、視察報告書等)にも必ず記載します ※上から機械的にふります ※月ごとでも、年間通し番号でも構いません			
			7月分計			
			次葉繰越 累計			

具体的な品名も記載します
なお、購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出の種別が同じでも支払先が異なる場合は、異なる支出ということがわかるようにします
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に渡るものは、何月分なのかわかるようにします
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)
また、按分して計上するものについては、按分率も記載します

支出の種別だけでは、区政の調査研究に資する経費ということがわかりにくいと思われる場合、内容等も記載します

当月支出分をまとめて、月の末日で計上します

月ごとの計と累計額を記入します
なお、「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 2・6
----------	-----	---------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄																							
<p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">領収証</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">24年 7月2日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">但し、〇〇〇〇として</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">領収証</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">24年 7月 7日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">但し、事務所賃料(8月分)として</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">(株)〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: right;">〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table>	領収証	24年 7月2日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印		領収証	24年 7月 7日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、事務所賃料(8月分)として		(株)〇〇		〇〇〇〇 印	
領収証	24年 7月2日																						
〇〇〇〇 様																							
¥ 〇, 〇〇〇-																							
但し、〇〇〇〇として																							
〇〇書店 印																							
領収証	24年 7月 7日																						
〇〇〇〇 様																							
¥ 〇〇, 〇〇〇-																							
但し、事務所賃料(8月分)として																							
(株)〇〇																							
〇〇〇〇 印																							

品名、内容等がわかるよう記入を依頼します

※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します

※「お品代」という表現は好ましくありません

支出内容の説明を記載します

「政務調査費の支出に関する事務処理について」の17・18ページをご参照のうえ、記載します

備考	
「記入例1」	書籍代 領収書金額のうち〇, 〇〇〇円計上 《書籍名》〇〇〇〇、〇〇〇、……
「記入例2」	事務所賃料(自宅兼用) 支払額10,000円×使用面積の割合による按分1/4×1/2=1,250円計上
「記入例3」	研修参加費 《研修名〇〇、開催日時〇〇、会場〇〇、主催者〇〇及び概要等〇〇》
「記入例4」	購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上

【記載例】政務調査交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17

議員名 ○ ○ ○ ○

出納簿の整理番号を記載し
備考欄には、出張内容を記
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	科目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	善福寺→南阿佐ヶ谷 ※往復	2,000	調査研究費	区民相談・意見聴取
11	横浜市役所	鉄道	西荻窪→日本大通り ※往復	1,560	調査研究費	〇〇調査
14	〇〇市役所	鉄道	新大阪→茨木→大阪	420	調査研究費	〇〇市視察 現地での移動交通費
15	〇〇センター 〇〇市役所	鉄道、タクシー	大阪→茨木、茨木→〇〇センター(タクシー)、〇〇センター→ 〇〇市役所(タクシー)、茨木→新大阪	2,420	調査研究費	〇〇市視察 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	タクシー	自宅→板橋区役所、板橋区役所→練馬区役所	3,000	調査研究費	〇〇調査
20	〇〇駅自転車駐車場 △△駅自転車駐車場	鉄道・バス	善福寺→〇〇→△△→善福寺	1,120	調査研究費	〇〇調査
22	〇〇会館	鉄道、タクシー	荻窪→東京、東京駅→〇〇会館→大手町(タク シー)、大手町→阿佐ヶ谷	4,000	研修費	〇〇研修受講 件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ科目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で科目ごとに記 帳します

タクシーなど、領収書が発行
されるものは・・・
①領収書ごとに経路を
区切って記載
②領収書は裏面に貼付

◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合
日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交
通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京-他都市間の交通費」が
あります。
詳しくは「政務調査費の支出に関する事務処理について」の18・19
ページを参照。

【記載例】政務調査視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務調査視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・
 ①政務調査費を会派で受け取っている場合…「会派名」
 ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成24年 7月14日～平成24年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	○○市○○センター ○○市子育て推進課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 訪問先の「施設名、担当部署」など
 ②研修の場合
 「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 「調査対象、何に関する調査か」など
 ②研修の場合
 「何に関する研修か」など

記載事項は・・・
 往復の経路について、利用交通機関や利用区間など書ききれない場合は別紙添付

概要

◆記載する際の留意事項

「区政に関する調査研究活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。
 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。

→報告書を別途作成している場合
 ＊この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。
 ＊別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。

【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃業年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLLATITUDE D531	1	120,000円	平成24年5月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoftoffice2003を含む。 出納簿H24. 7. 20
		円	① ②		<p>①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。</p> <p>②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を上記記入します。</p>
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		

実際に備品が置いてある場所を記入します。

取得年月日は、基本的に購入年月日を記入します。

品名や形状、型番を記入します。

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

【参考】政務調査活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務調査活動補助
職員勤務報告書

(24年 9月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容	
1	土	10:00-12:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補助	
2	日	13:00-15:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補助	
3	月	—					
4	火	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します					「調査研究活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します ※政務調査費で支出可能な政務調査活動補助職員への賃金は、議員活動全般ではなく、「調査研究活動に資する業務の補助」に対してのみです。 そのため調査研究との関連性がわかるように記載します。
5	水	—					
6	木	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
7	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
8	土	—					
9	日	—					
10	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
11	火	—					
12	水	—					
13	木	15:00-18:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助	
14	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
15	土	—					
16	日	—					
17	月	—					
18	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
19	水	—					
20	木	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助	
21	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○資料作成	
22	土	—					
23	日	—					
24	月	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成	
25	火	—					
26	水	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します					押印は朱肉を使用します ※スタンプ印は好ましくありません
27	木	ます					
28	金	(雇用契約書を作成する場合に準じています)					
29	土	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください					
30	日	※ご住所と生年月日は公開しません					
合計							
出勤日						63,000 円	
勤務者							
氏名		○○○	印	生年月日		昭和○○年○月○日	
住所		杉並区○○○ 1-1-1					